

平成27年第1回幸田町議会定例会会議録（第4号）

議事日程

平成27年3月10日（火曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第2号議案 幸田町職員定数条例等の一部改正について
第3号議案 幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
第4号議案 幸田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
第5号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正について
第6号議案 幸田町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
第7号議案 幸田町行政手続条例の一部改正について
第8号議案 幸田町税条例の一部改正について
第9号議案 幸田町子ども・子育て会議条例の制定について
第10号議案 幸田町保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第11号議案 幸田町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
第12号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について
第13号議案 幸田町国民健康保険条例の一部改正について
第14号議案 幸田町介護保険条例等の一部改正について
第15号議案 幸田町いじめ防止対策委員会及び幸田町いじめ問題調査委員会条例の制定について
第16号議案 西三河地方教育事務協議会規約の一部変更について
第17号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について
第18号議案 幸田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
第19号議案 町道路線の認定について
第28号議案 平成27年度幸田町一般会計予算
第29号議案 平成27年度幸田町土地取得特別会計予算
第30号議案 平成27年度幸田町国民健康保険特別会計予算
第31号議案 平成27年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算
第32号議案 平成27年度幸田町介護保険特別会計予算
第33号議案 平成27年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算
第34号議案 平成27年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算
第35号議案 平成27年度幸田町下水道事業特別会計予算
第36号議案 平成27年度幸田町水道事業会計予算
- 日程第3 特別委員会の設置について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 中根秋男君	2番 杉浦あきら君	3番 志賀恒男君
4番 鈴木雅史君	5番 中根久治君	6番 都築一三君
7番 池田久男君	8番 酒向弘康君	9番 水野千代子君
10番 夏目一成君	11番 笹野康男君	12番 内田 等君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 浅井武光君
16番 大嶽 弘君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 大須賀一誠君	副 町 長 成瀬 敦君
教 育 長 小野伸之君	企 画 部 長 大竹広行君
総 務 部 長 小野浩史君	住民こども部長 桐戸博康君
健康福祉部長 鈴木 司君	環境経済部長 清水 宏君
建 設 部 長 近藤 学君	教 育 部 長 春日井輝彦君
消 防 長 山本正義君	消 防 次 長 兼 壁谷弘志君
消 防 署 長	
会計管理者兼 出 納 室 長 牧野洋司君	

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 山本忠志君

○議長（大嶽 弘君） 皆さん、おはようございます。

早朝より、御審議、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（大嶽 弘君） 本日、説明のため出席を求めた者は、理事者13名であります。

議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（大嶽 弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を、15番 浅井武光君、1番 中根秋男君の御両名を指名します。

日程第 2

○議長（大嶽 弘君） 日程第 2、第 2 号議案から第 1 9 号までの 1 8 件と、第 2 8 号議案から第 3 6 号議案までの 9 件を一括議題とします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に行い、通告順とします。

発言は、会議規則第 5 5 条及び第 5 6 条の規定により、1 議題につき 1 5 分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限にかんがみ、簡明なる答弁をお願いします。

3 月 9 日の本会議で第 1 4 号議案までの質疑は終わっております。よって本日は第 1 5 号議案に係る質疑から行います。

1 3 番、丸山千代子君の質疑を許します。

1 3 番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回の幸田町いじめ防止対策委員会及び幸田町いじめ問題調査委員会条例の制定でありますけれども、これは昨年 9 月のいじめ対策基本法の制定によるものでありまして、今回の条例制定に当たっては国や県と同様のものとしたというものであります。この条例に関しましては、教育委員会と町長部局の連携そしてさらに機能強化をしていくという問題であります。その点について、この条例が提案される前に部局、委員会に示された図式がございますが、この図式によりましてさらに調査を要することで町長部局が関係をしていくという問題であります。再度この関係について説明がいただきたいと思っております。

○教育部長（春日井輝彦君） 議員からは、いじめ防止の附属機関の関係で教育委員会と町長部局との連携ということでの御質問であります。これは議員が申されたように一昨年いじめ防止対策推進法の制定を受けまして、ことしの 1 月に幸田町いじめ防止基本方針を策定し、その中で特に重大な事態が起きたときには教育委員会部局の附属機関と町長部局の再調査委員をする附属機関、これが発動するというようなことで御説明をいたしました。連携強化ということでございますので、従来から幸田町には平常時であります。いじめ・不登校対策協議会というものが設置してございます。ここでは教育委員会と町長部局の関係機関が連携しているところでございまして、今回新たに設置します 2 委員会においては、やはりおのおの部門において調査をするもの、またそれをもう少し専門的な判断をするものということで新たに加わるというものでございまして、先ほど申しましたように重大事態、こういったときの対応について連携強化するという状況になっているものでございます。

○議長（大嶽 弘君） 1 3 番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 直近でいいますと、西尾市のいじめによる大河内君のいじめ問題というのが全国でも大きな問題となったものであります。また大津のいじめ問題、これを機にこのいじめ対策基本法がつくられたということでもあります。そうした点におきまして今回の条例につきましては、対策を重大な事態が起こったときに発動するという

ものでありまして、やはりいじめは絶対にいけないというこのいじめ防止、これがやはり基本ではないかなというふうに思うわけでありまして。今回の重大事態に対応するという点では非常に一つの前進ではあるわけですが、しかしながら、いじめの定義というのはいろいろとございます。そういう中で、幸田町ではいじめ・不登校対策委員会がつくられて対応をしているところでありまして、さらにこうした点で言うならば、子どもの権利条例できちんとうたわれているいじめ防止、このいじめ防止条例をつくっていくことも必要ではなかろうかなというふうに思うわけでありましてけれども、その点についてはいかががお尋ねするものであります。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） いじめにかかわる問題はやはり未然防止、早期発見そして早期解決と、これが基本だと思います。依然としてこういう社会状況の中でいろんな問題が複雑化、多様化して発生しているものとも認識をしております。今回、先ほども申しましたが、国の法を受けまして町においてもいじめ防止基本方針、これは学校もそして町も、それから保護者も一体となってこのいじめを根絶するための基本方針ということでございます。議員が言われたいじめ防止条例については現在そういう状況には至っておりませんが、今回基本方針を制定いたしましたので、これを全町的に推進をしていくという役目を教育委員会は担っていると考えております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） いじめ対策基本法を受けて一つの取り組みが前進をしたという点で言えば、私はこれはこれとしていいというふうに思いますけれども、しかしながら、今言われましたのが学校・町・保護者、こちらのほうに徹底をしてやっていきたいということでありまして、しかしながら、まず一番の問題は子どもであります。そうした点におきまして、子どもの権利条例を幸田町でも制定をし、絶対にいけないというようなことをうたっているわけでありまして、この子どもの権利条例をもとにさらに全町的な問題としていくためにも、いじめ防止条例をさらに発展的に取り組んでいく必要があるのではなかろうかなというふうに思うわけでありまして、その点についてこれからかとは思いますが、対応していくおつもりはないかということでありましていかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 今回、いじめ防止につきましては全町的な取り組みということで、教育委員会としてもやはり重要な施策、重要な課題、これを少しでも子どもたちがそういった目に遭わない、こういったものを配慮して今後の対応を作成しております。いじめ防止条例というものにつきましては、現在そういった状況には考えておりませんが、今後の課題だというふうには思っております。ただ、それを教育委員会でやるのか、どこでやるのかというものもありますので、そういったものは今後そういったことで検討させていただきたいなと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） まだまだいじめ防止条例につきましては、取り組んでいる自治体というのは少ないわけでありまして、岐阜県では可児市が取り組んでいるということで

注目も浴びております。このように、やはり重大事態が起こってからこのいじめ防止条例を取り組むという事例が多いようでございますけれども、しかしながら、今回この大津の事件をきっかけにいじめ対策基本法がつくられ、そして各自治体においてもいじめへの認識というものがこの条例提案に至ったというふうに思うわけでありますので、そうした点におきましてまずはいじめが起こらない、そういうまちづくりを進めていく、そのための取り組みだというふうに思いますので、さらにこれがきちんと機能が発揮できるように広めていただきたいと思いますというふうに思うわけであります。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 先ほども申しましたようにいじめの未然防止、こういったことも教育委員会の附属機関であります調査委員会のほうでも実施できる、そういう状況にあります。調査をするという内容にもなっております。重大事態ばかりではございませんので、そういったことを含めて教育委員会としてもしっかりと対応してまいりたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、5番、中根久治君の質疑を許します。

5番、中根君。

○5番（中根久治君） お願いをします。このいじめ・不登校対策、幸田町いじめ防止基本方針の中を読みますと、幸田町いじめ・不登校対策協議会というのは現在もあると思えますが、これの下にいわゆる幸田町いじめ防止対策委員会というのが設置されると。そのような読み方でいいのかと思うのですが、まず最初に幸田町いじめ・不登校対策協議会というものの運営の主体というのは一体どこなのかということについてお聞きします。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 幸田町いじめ・不登校対策協議会の組織の関係でございますが、この協議会におきましては平成7年に設置しておりまして、この構成員は医師、小・中学校、保育園、教育相談室、児童相談所、人権擁護委員、民生委員などの機関、また住民子ども部子ども課ということで情報交換、対応、協議、連携を図っているものでございます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） ですから運営の主体というんですか、中心となってこれを運営していく主体、部署というのはどこですかということです。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 大変失礼いたしました。主催となるものは教育委員会でございます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 教育委員会が幸田町いじめ・不登校対策協議会を主催して、その下にさらに幸田町いじめ防止対策委員会というものを設置すると。このいじめ・不登校対策協議会といじめ防止対策委員会の関連についてお伺いしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） いじめ・不登校対策協議会と今回附属機関として設置します委員会の関係でございますが、現在においては、やはり平時に定例的にこういった状況があるよということの関係機関がその情報交換をするという場、またこういった対応でいじめが解消するよというようなことも含めて、いじめ・不登校対策協議会では各教育委員会部局、町長部局が連携しているところでございます。それを受けまして、これは今回附属機関として教育委員会のもとにさらにその下部組織といいますか、並列であると思いますが、教育委員会の今度は諮問に応じましていじめの調査・研究、そして専門的な見地からの審議、また第三者機関としましての相談を受けるとか、そしていじめ事案に対する委員会のみずからの調査というようなことで、教育委員会からの諮問に応じて行動するというのが委員会でございます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） そうしますと、いじめ・不登校対策協議会の構成メンバーと幸田町いじめ防止対策委員会の構成メンバーというのはダブる部分があるのか、それともまるっきり独立した関係なのかについてお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） メンバー構成を、今後、委員会のほうは考えているところがありますが、メンバーは重複しないというふうな考えであります。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） そうして、それぞれ今度は各学校のほうにも学校いじめ防止基本方針というのが出まして、やはりそれもいじめ・不登校対策協議会というのが各学校の中にも設置されると。そうすると、学校の組織を指導・助言する立場というのは一体どの部署なのかなど。町の今回設立する幸田町いじめ防止対策委員会との絡みはどうなっているのかなということについてお願いをします。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 学校の関係でございますが、学校につきましても今回制定、策定いたしましたいじめ防止基本方針の中にもイメージをさせていただいているところであります。これは、学校の委員会もまず第一に動く、いじめがあったときには最初に動く機関だというふうに捉えておりまして、それを受けて教育委員会が今回附属機関として設置します委員会、ここがその必要であると認めたときにはまず最初に教育委員会の附属機関の委員会が学校との調整を図るというふうに考えます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） この条例を読んでいきますと、いじめというところに焦点が当たっておりまして、その上の組織としていじめ・不登校対策協議会というのが枠にあると。要するに不登校という文字が上にはまっておりますよね。下へおりてくるとこの不登校が消えてしまうと。そうしたときにこの不登校対策という部分は一体どこへ消えたのかなど、そういうことがちょっと気になりましたね。いわゆる不登校対策協議会とか、不登校対策委員会とかそういう部分についてはこの中にくくられて入っているのか、また別なのか、または不登校やめちゃったのか、その辺のところについてお伺いをしたいと

思っております。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 既に教育委員会主催のいじめ・不登校対策協議会につきましては、組織が不登校にも及んでいる、いじめによって不登校という部分でもございませんが、一概にはそれも含む大きなくくりで組織をしております。構成員も25名という各班から各専門的なところからも組織をしておりますので、そういった意味では大きな組織であるということだと思います。今回は先ほど議員も申されましたが、いじめに特化したものだというようなことで、不登校についてはこの部分からは除いております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） この条例を読んでいきますと、まさにいわゆる重大事態以外のところでは不登校の問題については扱ってないと。そうすると、不登校そのものが話題にされていってしまうんじゃないかな。いじめによる不登校という部分は扱われる、でも不登校の要因というのは物すごくほかにもいっぱいありますから、何分の1にしか相当しないこの部分が生きているけど、それ以外のところは一体どこでこれからフォローされていくのかなということが気になりまして、その辺のところについて今後の方針についてお伺いしたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 不登校に対する今後のフォローという御質問だと思いますが、不登校については引き続きいじめ・不登校対策協議会ここにおいて、不登校が少しでもなくなるようなそういった対策をとってまいりたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） ぜひ不登校とか虐待とかいうそういった部分についても、いつも忘れずに取り組んでいただきたいというふうに思っております。

少し話題を変えまして、船頭多くして船山に登るという言葉がありますが、現在いじめに関するいろんな組織というのは幸田町内にもいっぱいありますよね。ちょっと羅列してみましたらこんなのがありますね。子どもの施策推進委員会、なくなっちゃったかあるか今はわかりませんが、子どもの権利擁護委員会、3つ目、民生児童委員協議会ここも扱ってくれていますよね。いじめ対策事業として教育相談事業とか、青少年健全育成地域推進連絡協議会これも子どもに対するあれですね。幸田町不登校対策協議会、各学校のいじめ防止対策委員会とそれから町内の学校の委員会、それから西三・県とつながる委員会。たくさんありますよ。そういったこのたくさんある委員会組織とまた今度入ってきたものとどのように関連づけられていくのかな、どのようにリンクしていくのかなということについて、今までの既にある組織をどのように生かすのかということについて、関連づけについてお願いをしたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 子どもに関係するいろんな組織はたくさんあるがどういう関連かということではありますが、やはりその部局部局のものがあることは承知しておりますが、これを総合的に関連するものということでは何があるのかなということを見ると、その一つに先ほど申し上げましたいじめ・不登校対策協議会の部分で、いろんな専門的

な立場からの皆様からの組織というものがあるというふうに認識しているところであります。他の部局のことについてはなかなか承知しておりませんので、そういった部分については御説明できませんが、やはり子どものそういった問題に対応するものという組織としては、各部局がそれぞれの任務を果たしているのではないかなと思います。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 国の役人は法律をつくるのが仕事でありまして、国の役人は法律をつくと必ずその次の年には出世をしていきますが、法律ができると必ず条例ができますね、条例ができるとそれを実行するための委員会や協議会ができるんですよ。そういうふうにしてどんどんどんどんそういう協議会・委員会などがふえていきますね。それに対応する人は一体誰なんだと。まさに全て学校の先生なんですよ。学校の教員がそういうものに全て対応していくようになりますよね。そうしたときに、学校の先生が子どもや保護者や教育委員会、その他の委員会とずっと全て対応をせざるを得ない。とても多忙な状態をつくり出すことにならないかなと。子どもと向き合う時間を減らす要因にならないかなということをととても心配をするわけでありまして。

前内田教育長が私の質問に対してこのような答弁をされました。いじめや不登校を防止するためには、先生一人一人が子どもの悩みを感じ取る感性を培うことだと。まさに名言だというふうに私は思いますね。いじめ・不登校というものは、これは先生の感性を培うことなんだと、そこなんだと。要するに教育の力なんだよと、条例の問題じゃないと私は思っております。そういった教育の力を先生が発揮するためには、それだけの先生に時間的余裕を与えてあげる必要があると思うんですよ。いろんな会議をますますつくっていくことによって、そういった部分の対応に先生が追われるようであっては子どもから目が離れていかないかなと思っておりますので、この辺のところの危惧について見解をお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 教育長。

○教育長（小野伸之君） 中根議員のおっしゃるとおりだと私も思っております。それで、今回先ほど幾つか質問をされているわけですが、なるべく新しい組織をつくらずに、現行の組織をいかに生かすかを苦心したつもりです。それで、先ほどの質問にもつながるわけですが、いじめ・不登校対策協議会というのがありまして、これは不登校も扱うわけですが、新しくいじめだけの委員会をつくるのではなくこれが国の言っているその委員会だと。これは、もちろん国も置きかえてよろしいということをおっしゃるので、先生方に新しい委員会会議に出てきてほしいとか、新しい会議を開いてほしいということは今回は一つもありません。ただ、重大なことですので今まで以上に事に当たっていくということで、今回条例をつくっていきたく思っております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） まさにそうしていただきたいというふうに思っております。現場の先生がその対応で子どもと向き合う時間を減らしてしまうとか、いじめを感知する能力を弱めると、そういうことがあっては絶対いけないことだというふうに私は思っておりますね。ですから、今まである組織をまさに統廃合してすっきりしたものにしていく、そうすればもっとよく見えるんじゃないかな。先ほど例を出しましたら幾つもいろんな

組織がありますので、それとどのように絡んでいくかという部分は、これは最終的に絡むのは全部現場の先生ですから、その部分をよく精査していただけるとありがたいかなというふうに思っております。この条例が現場いじめのいじめ対策委員会にならないようにぜひしていただきたいと思っておりますので、それについての見解をお伺いして終わりにしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 今回制定させていただきます委員会の関係でございまして、先ほどから申し上げているとおり、基本となるのは幸田町の従来から平時に設置しておりますいじめ・不登校対策協議会、これが本町の主体であるというふうに考えております。委員会が組織されるようなことがないように、教育委員会としてもしっかりと対応してまいります。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根久治君の質疑は終わりました。

次に、9番、水野千代子君の質疑を許します。

9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 先ほどからお話が出ておりますように、この条例というのは平成25年9月28日のいじめ防止対策推進法が施行されたことに伴い、さまざまな条例または基本方針等が出されているかというふうに思っております。

それから、まず私がお聞きをしたいのは、第3条の対策委員の委員は5人以内とした根拠をお聞かせを願いたいと思っております。先ほどから何度かいじめ・不登校対策協議会のメンバーとは重複しないというふうに言われたというふうに思っております。いじめ・不登校のほうの対策協議会のメンバーは25名でよかったですでしょうか、25名いるのに対しまして今回5名というふうになっておりますが、なぜこういうふうな5名としたかということをお聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 今回設置いたします附属機関の委員数のことですが、5名以内という部分であります。愛知県が既に昨年10月に設置をしております、実務的にはいろいろ考えたわけですが、機動的なものだとか、やはり専門的な方を委嘱するということが、人数的には愛知県も参考にしながら5名としたところあります。やはり、その専門性を考えますとその辺が適当ではないのかなというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 県も5名だということで、機能的から考えて5名以内にしたということでございます。まず、一番初めには、いじめ防止等に関してすぐれた見識を持つ者。これと幸田町立の小・中学校の児童生徒の保護者。関係機関の職員ということでございますが、5名以内ということはこの3つの中で、例えば見識をするだったら見識を持つ者が1名とか、そういうものがわかっておりましたら、具体的な人数をお聞かせください。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 条例の第3条の組織の関係でございまして、現在人選をして

いる最中でありまして、まだ2項の1号から3号までに該当する人数についてはまだはっきりと決まっているところではございません。すぐれた識見を有する者、こういった方についてはやはりその専門性からしますと心理や福祉の専門家、または教員とか警察のOBとか弁護士も含めますが、そういったものを想定しているところではございまして、今現在人選中でございます。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） すぐれた識見を有する者ということで今言われましたように、専門性があるということでこれをお聞きをしようかなと思ったわけではありますが、心理士だとか福祉の関係、また弁護士、警察、学校関係のOBこういうことがすぐれた識見を持つ者ということで理解をしていいかなというふうに理解するわけではございます。確かに本当に子ども一人の心というのはそれぞれ違うということでもありますので、やはり一人一人の心理を読む、まずそういう専門的な識見は大切かなというふうに思います。しっかりとこれから人選をとということでございますので、しっかりと人選をしていただきたいというふうに思っております。

それから、第6条に重大事態に関し、専門的な立場から助言または提言を行うため専門委員を置くことができるというところがあるが、この専門委員というのは具体的にどういうことかというのをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 専門委員と言われる方を今回条例にも明記をさせていただきました。いじめの内容によりましては、やはり5名以外の方からさらに専門的な知識、経験こういったことも必要になるかと思っております。例えて言えば、精神科の医者そういったものを想定しているところではございます。ただ、立場立場、また場合場合によってその専門委員となる方は変わってくるかもしれません。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） わかりました。確かに心理士、福祉とはまた別な立場でそういった精神的な国家試験を持つ医師、心理士も福祉もそうではございますがそういう専門委員ということで、わかりました。

第2章のいじめ問題の調査委員会は、これは5人以内というふうになっておりますが、この5人以内というのはいじめの防止対策委員会のメンバーと異なるのか、また同じという考えでいいのかということをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 第2章、これは町長部局が設置をいたします再調査委員会というふうに理解しておりますが、やはり教育委員会部局が設置しますいじめ防止対策委員会とはやっぱり一線を画さなければならないというふうに考えておりますので、こちらについては町長部局が選任をされますが、重複はしないという考え方でいいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 教育部局と町長部局と違うので、メンバーは重複しないということでございます。それでは、いじめ問題の調査委員会のほうの委員は5人以内というふ

うになっております。これも同じような文言が並ぶわけですが、ここも対策委員会と同じようないじめ防止に関するすぐれた見識だとか、それぞれ専門委員だとか、それぞれ小・中学校の保護者だとかいろいろあるわけではありますが、そのようなメンバーは重複しないが選ぶ対象となる方たちの識見があるだとか、そういうことは同様と考えていいのかということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 再調査をするという立場でありますので、やはり専門的な知識こういった方から選ばれるべきであるというふうには考えております。先ほど申しましたように、やっぱり迅速性だとかそうした観点からの5名ということですので、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） ぜひとも教育委員会また町長部局としっかりとそれぞれが子どもの立場に立って、この条例ができた後にはしっかりとメンバー構成をしっかりと選んでいただきたいというふうに思っております。学校関係もいじめの問題に関しましては、本当に子ども一人の命の大切さをやっぱりしっかりと教えていただくための予防も大切だというふうに思っておりますので、しっかりとした構成、また条例をつくったからには幸田町内からはいじめは絶対に出さないという、悲しい子どもを出さないというそういう決意のもとでスタートしていただきたいということをお願いをして終わりたいというふうに思っております。

○議長（大嶽 弘君） 教育長。

○教育長（小野伸之君） おっしゃるとおりで、この条例は重大事態に対する組織を編成するための条例であります。こんなことが起こってはまずいわけで、こういうことが起こらないようにその予防に重点を置くべきだと。全勢力はまず予防に思っております。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野千代子君の質疑は終わりました。

次に、7番、池田久男君の質疑を許します。

7番、池田君。

○7番（池田久男君） 私は1件だけお伺いいたします。

この幸田町のいじめ防止対策委員会、1条から13条までなっておりますが、9条まではいじめ防止対策委員会でございますが、あと2章に入りますと町長部局になるかなと思っております。そこで第6条の専門委員のところ、対策委員会に重大事態に関し専門的な立場から助言または提言を行うために専門委員会を置くことができるということになっておりますが、この重大事態とはどういうことか。また、教育委員会の認識はどのように持っておられるかお伺いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 議員が申されました重大事態とはということでございますが、この定義というものも示されておまして、これはいじめ防止対策推進法第28条の第1項によるものが定義でございます。いじめにより当該学校に在席する児童等の生命、身体または財産に重大な被害が生じる疑いがあるとき、またいじめによって当該児童等が相当の期間学校を欠席するというを余儀なくされる疑いがあると認めるときとい

う2点でございます。具体的に申し上げますと、まず子どもが自殺を図ったと、そして身体に重大な障害を負ったとか、金品に被害をこうむったとかいうものが相当されます。また、相当な期間学校を欠席するという部分につきましては、いじめによって年間30日を目安に定期的に連続して欠席するような場合というようなものが重大事態という定義でございます。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 教育長。

○教育長（小野伸之君） 今いじめの認識ということもおっしゃいました。いじめの定義は今部長も話しましたし、文部科学省からも文章が出ております。認識ということですが、いじめはどこの学校でもどこの家庭でも起こり得るというふうに思っておりますし、あってはならない行為だというふうに考えております。それは日本中、世界中が同じように考えていますし、事件が起こった学校も同じように対応はしてはいたはずですが起こってしまうと、そういう恐ろしいことだと思っております。先ほども予防に力を入れると申しましたが、もちろん道徳の授業も今まで以上に頑張っていますし、それぞれの学級で先生と子ども、子ども同士の信頼関係、それから学校と家庭の信頼関係、それがやっぱり一番大事だと。簡単にはできませんが、こつこつとそれを積み重ねることによっていじめは減っていくし、いじめがあってはならないということが子どもの腑に落ちていくものと思っております。心配したら切りがありませんが、それを地道にやることしかないと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） 今教育長が申されました、一番最後にお伺いしようかなと思っております。そこで、教育委員会が発行された幸田町いじめ防止基本方針、これにことしの1月に出されたところで7ページから8ページにわたって学校、教育委員会、8ページについては町長部局だよということで締めくくってありますが、私はこの5ページの中段の③でございます。先ほど部長が申された子どもの命だとか、それから体、財産、子どもにも少しはあろうかと思えます。一番大事な命でございます。この重大事態というのは③の犯罪行為として取り扱って認める。犯罪行為が発生、どこで認識するのかわかりませんが警察に連携して対処するというので書いてあります。一番大事な児童の命、この件について犯罪行為として取り扱って警察に連絡するのか、その辺の認識とお考えをお伺いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） ことし1月に制定いたしましたいじめ防止基本方針の中のいじめが犯罪というところからの御質問をいただきました。警察と連携してということも考えております。実は昨年ですが、昨年の8月25日、教育委員会と警察署は学校警察連携制度という協定に調印をいたしております。ここにおいても総合的にそういった非行問題であるとか、犯罪問題であるとかということを連携するというのでございまして、これは岡崎市とも一緒に1市1町で岡崎警察署と連携したところでございます。やはり、こういったいじめによる犯罪、暴力行為といいますかそういったものが取り上げられるような場合、やはり警察と連携しながらこの問題にも対応しなければならないの

ではないかなというふうに考えております。今回、先ほどからも申し上げております平常時の組織といたしまして設置しておりますいじめ・不登校対策協議会、これにおいても岡崎警察署は現在に入っておりませんが、新しい組織となったときにはここにも岡崎警察署に入っていただくというような考えを持って対応してまいります。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） あってはならないことでございます。地域住民を含めて児童生徒の小さなサインからどうかきめ細かな連携をしていただき、この重大事態を発生させないようよろしくお願いいたします。

最後に教育長にお伺いいたしますけど、このいじめについての認識、今後の未然防止についての考え、また教育長自身の思いがありましたらお伺いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 教育長。

○教育長（小野伸之君） 先ほども若干話をしましたが、まず信頼関係が大事だということは思っています。でも、簡単にこれができるわけではありませんので、やっぱり子どもたちの様子をよく見て、ささいな変化に気がつける教員でなくてはならない。そのために先生方のゆとりも必要だというふうに思っております。いじめは、いじめられた本人が心身、身体の苦痛を感じたときにいじめと思われるわけですから、周りがどう見るかということとはまた別でありますので、子どもたちとコミュニケーションがよくとれるようにいろんな方法をとって、それから家庭との連携も密にしていきたいと思えます。いじめは、親や先生の見えないところでやるのがいじめでありますので、それをいかにキャッチして早く指導するかということだと思えます。小学生・中学生のころならまだまだ立ち直れます。いじめたほうもそれからの人生があるわけですから、それを考えて早く見つけてあげたいと、そういうふうに思っております。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田久男君の質疑は終わりました。

以上で、第15号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第16号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第16号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第17号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回新たに手数料を上げるわけでありませけれども、これが農地台帳記録事項要約書の交付手数料、1件当たり450円という額を定めるわけでありませけれども、この手数料の額の基準と定め方についてお聞きしたいと思えます。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 手数料の額の基準と定め方ということでございますが、まずこの件に関しましては、農地法が改正をされまして農地台帳及び農地に関する地図の公表これが義務づけられたこと、並びにガイドラインといたしましてインターネットの閲覧をすることができない場合については農業委員会において対応することが望ましいということを受けて、この一部改正についてお願いをしているわけでございます。

まず、平成26年10月14日付で農地台帳における公表事務のガイドラインというものが全国農業会議から出されまして、その中で法務局における閲覧、登記事項要約書を参考にするようにという通達がございました。これに伴いまして、法務局のほうの1通450円こちらにつきましては、内容についていわゆる土地の所在ですとか所有者ですとか地目・地積等を非常に類似しているものでございますので、こちらと同額である450円とさせていただいたところでございます。

○教育長（小野伸之君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 農地法の改正によってこの手数料が発生をしたということでありまして、今まではどのようにされていたのかということでありまして、無料で提供していたものがこれから有料になるということでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 今まではこのような農地台帳の整備につきましては、農業委員会固有の事務として取り扱ってございましたものですから、内部資料として取り扱っていたということが現状でございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 新たにこの手数料の額を決めるその一つとして法務局の手数を参考にして1通450円としたというふうにありますけれども、こうした手数料の額でありますけれども、これは県下の中でもこうした新たに手数料が発生させたというところがあるか、ないか、お尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 愛知県内、県下54市町村中、11自治体において手数料の徴収をしております。徴収しないのが25自治体で、その他18自治体についてはまだ検討中ですとか、交付をしないというような状況でございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 25自治体が手数料はなしで閲覧ができるというふうになっているわけでありまして、幸田町においてはこの無料で閲覧ができるというシステムをとらなかったのかということでありまして、そうした点ではいかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 先ほど申し上げましたとおり、全国農業会議からのガイドラインにおきまして法務局の閲覧・交付を参酌するよにということでもございましたし、中身について類似なものですからバランスをとったと申しませうか、そういう意味で同額である450円を選定させていただいたということでもございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第17号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、10分間の休憩とします。

休憩 午前 9時52分

再開 午前10時02分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

次に、第18号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第18号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第19号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第19号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第28号議案の質疑を行います。

3番、志賀恒男君の質疑を許します。

3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 幸田町一般会計予算について質問をいたします。全般であります。

予算案を見ることによりまして、町の二、三年後の姿あるいはもっと先の姿が見えてくる項目とか内容があるというふうに私は思います。平成27年度一般会計予算の中に基本構想策定、基本計画策定、管理計画策定、設備調査及び改修計画策定、開発調査事業など、ざっと数えて10件のプランニングに関する予算案というものが盛り込まれております。総額にして約5,900万円ということで大変に大きな金額であると思えます。特にこの中で基本構想策定や基本計画策定は町のまちづくりに密接に関連をしております。まして、最低でも2年や3年は事業が続くという大変重要な案件だというふうに思います。例えば、児童館建設基本構想策定委託料200万円というのがありますが、現在児童館のない3小学校区に建設をするということで平成27年度の予算案に盛り込まれたというのは大変タイムリーであり、よく理解ができるところであります。そんな中で、墓地公園構想策定業務500万円が今回予算計上されて案として盛り込まれておりますが、なぜ平成27年度であるのか。なぜ1年前、2年前に提案をされなかったのか、この点についてお伺いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 墓地公園構想につきましての御質問でございますけれども、墓地公園につきましては第5次幸田町総合計画にもうたわれておりましたところでございますが、過去には構想を練ったものの頓挫した、あるいは適地として地元交渉に入ったものの、また地元の方々の反対にあいまして頓挫したというような事例がございます。しかしながら、本町の住宅開発等によりまして墓地の設置というのは必ず必要になってくるというふうに認識をしております。そこで、町長の2期目の公約でございます墓地公園構想について今回お願いしているわけでございますが、この基本構想につきましては、墓地区画のストック、取得希望見込量調査等基礎調査と多様化をしております埋葬方法の調査等によりまして墓地の規模と必要施設を求めまして、それに附帯する公園面積も把握しておこうということでございます。それと合わせまして都市計画等の位置づけが可能なエリア、いわゆる適地でございますけれども把握しまして、今後の位置選定の参考とするというものでございます。したがって、平成27年度がスタートでありまして、今後数年かけて墓地公園用地を選定していくというようなものでございますので、御理解をお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） ただいまの答弁によりますと、今後数年かけて選定なり事業を進めていくというようなことで、まず第一段階として墓地の基本的な考え方なり、必要な施設というものを調査していくということで理解ができました。今まで地元交渉がうまくいかなかったという経緯はよく理解をしているところではありますが、過去複数の議員の方たちからも質疑が出されておりました、ぜひ着実にその第一歩を進めていただきたいというふうに思います。

次に、幸田駅前広場等基本計画策定委託料1,000万円が計上されておりますが、これにつきましても、なぜ平成27年度予算このタイミングなのかということをお聞きをいたします。私はもっと1年あるいは2年前でもこういう基本計画を作成してもよかったですのではないかという思いがいたしますので、質問をいたします。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 幸田駅前広場等基本計画策定委託の関係でございますので私のほうでお答えさせていただきますが、今までもこのような検討というのは行う機会がございました。ですが、駅舎がどうなるかという問題と、また名鉄バスの存続を前提としたロータリー計画を検討していたようなことから、実際には具体化していない状況でございました。しかし、区画整理事業がここに来て進捗が進んできたということと、また来年度からは県道街路事業のほうの整備のほうも区画整理のほうで準備が入ってくるのか、本格的には28年度、29年度で県道岡崎幸田線などの整備を本格的に行うというような状況にきたということと、さらに昨年10月1日になりますけれども、名鉄バスの路線廃止ということでそういった面では大型バスロータリーの検討が必要なくなってきたというようなことなど。また、現在の県道沿いのバス停をどうするかとか、また駐車場さらには駐輪場こういったもののあとの関係、また南側の公園計画、さらには交番の位置とかいろいろな面で検討していく。また、さらには駅西側の利用客といった形で、幸田駅周辺をどのように整備していけばよいのか、手戻りなく進めていくにはどうしたらいいのかといったようなことが課題となりまして、今回、平成27年度で基本計画として策定しようというような状況になったということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 駅前の開発の進捗に伴って、いよいよ駅前の広場についても具体化をしていかなければいけないタイミングにきたと。また名鉄バスの廃止ということで不確定要素がなくなってきたというふうに理解をして、そういう不確定要素がなくなると具体的な基本計画に着手できるんだということが理解はできましたが、駅前広場ということでもありますけれども、駅の東側は言うに及ばず駅の西側、もっといいますと幸田駅の橋上化、こういったものに対しましてはいろんな人がいろんな思いを今まで持ってきて、やっとその第一歩に踏み出すのかなという気がしております。特に駅の橋上化とか、あるいは駅の西側に現在乗降客の送り迎えのためのロータリーというものがありませんので、そういったことが駅の東側の送り迎えの人の車の混雑が、特に朝夕大変混雑しているなというふうに思います。その混雑緩和に私は大変駅西側の有効活用が役に立つのではないかというふうなことを思っておりまして、ぜひこの長期視点に立った構想を期待しているわけでもありますけれども、この駅西並びに橋上化については基本計画策

定の中にどの程度入るのかお聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今第5次の総合計画の中では、この幸田駅の橋上化とか自由通路とかそういったものの構想図が出されております。今度第6次幸田町総合計画を策定するわけですが、そういった中での状況も見据えながら実際にはそういった鉄道の横断施設ですね、こういったものは検討していかないといけないのかなということでございます。駅舎の橋上化につきましてははまだ全く見当もついてございませんし、先ほど申し上げたように、方向的にはまだその時期に来ていないということから、あくまで幸田町としては東西の鉄道の横断施設こういったものをどのようにしていくのか。東西のそういった歩行者動線としての確保こういったものと、さらには幸田駅前だけでなく駅西とのそういった連携、こういったものの中で今議員の言われたような渋滞対策こういったものも、いわゆる交通処理施設として検討を東西とも考えていきたいなど。それを結ぶ歩行者動線も考えていきたいなどということで、駅舎本体についてはなかなか今回の検討では難しいと思いますので、そういった面での周辺の交通処理こういったものを考えていきたいなど。この策定についてはいろんな関係の方の思いがあると思いますし、これは都市計画課の所管になるんですけれども、建設部だけでなくいろんな庁内の部と連携しながら、またある程度外部の方の意見も聞きながら策定をしていく必要があるのではないかというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 幸田駅の橋上化につきましてはJR東海が主体になるような、あるいはかかわってくるというふうに思いますので、ただいまの答弁によれば切り離して進めたほうが懸命かなというふうに思いました。

次に、委託料について質問をいたします。

当然、構想策定あるいは計画策定の内容によりまして委託料の金額にばらつきが生じるというのは当然だというふうに思っておりますが、役場の職員の方々の能力・経験もこの基本構想の中に内容として折り込まれるべきであるというふうに考えますが、基本構想なり基本計画の費用見積もりはどのように行っているのかお聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） まず、1点目でございます。役場の職員のかかわり方についてでございますが、見積もり、発注段階におきまして都計仕様書に幸田町として何を求め、どの項目を提出をさせるのかということを示しております。発注後においては複数回業者とともに打ち合わせをいたしまして、町の考え方を伝え、そのような成果品となるようにしてまいります。その段階で役場職員の能力・経験を發揮してもらっているというような状況でございます。

また、2点目、費用見積もりにつきましては、幸田町における計画策定業務で受託実績のあるコンサルタント業者、こちらより概算見積もりの徴収をしております。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 基本計画のほうにつきましても、基本構想と同じような考え方で今見積もりをとった予算見積もりとして取り組んでいるところでございますけれども、

実際には県のヒョウジツブ係がございますので、そういったもので積算していくということでございます。

なお、職員の関係でございますけれども、こういった業務を委託する際には監督員を任命するわけですが、この監督員というのは地方自治法に基づく地方自治法の234条の2になりますけれども、基づく監督員を任命して行うわけですが、この職員の能力といったものは技術吏員だけじゃない部分もございまして、経験に大きく左右される部分もございます。そういう面では、この都市計画分野は特にそういった面でさまざまな関係機関への相談・協議・調整などがあります。意見交換などもございます。そういった面では、先ほど申し上げたような基本計画策定に当たっては、内部だけじゃなくいろんな部局と調整しながらつくり上げていきたいというふうな形で検討を進めている状況でございます。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 担当職員とまた複数の委託候補業者と打ち合わせを複数行いながら絞り込んでいくというような説明がございましたが、実績だけではなく委託先というのは能力とか得意分野とか、あるいは時間の関係とか、選定要素は多岐にわたるというふうに思いますが、最終的にはどのような方法で一委託先に絞り込んでいるのかお聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） こういった委託をする場合の内容につきましては、幸田町の契約規則の第21条に基づき複数の業者、例えば都市計画の関係は今予定している1,000万ということでありまして、500万を超える場合は8社以上の選定をし、入札参加指名委員会にて審査決定した指名業者による入札が委託先として決まってくるということで、流れとしてはそういう形になりますけれども、今回こういった基本計画、基本構想の部分、建設コンサルタントのカテゴリーの中にはいろんな部分でコンサルタントにも分野がございまして、土木設計から測量調査とか、構造設計とか、いろんな面でのコンサルタントのカテゴリーがございますので、そういった中では特に都市計画及び地方計画のカテゴリーということで、そういったコンサルタントを指名していきたいというふうに考えております。さらには、先ほどお話しの部分もございますけれども、駅の周辺につきましては幸田駅前土地地区画整理事業との関連があったり、また駅関連施設、公共交通結節点とか、そういった面での交通系のやっぱりコンサルタントも必要ではないかというところで、そういったある程度の特化した部分でのコンサルタントを選定しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 委託先についてはよくわかりました。単純に能力とか得意分野とかいうものではないなということで、きちんと事業を進めていただきたいというふうに思います。

続いて、次の質問に移ります。

北部地区学校整備計画についてであります。幸田小学校増築の件につきましては、平成26年度当初予算に幸田小学校校舎増築基本構想業務委託料80万円というものが計

上されておりました。今回の平成27年度予算案には実施設計委託料ということで、000万円が計上されております。問題は北部中学校の校舎増築問題であります。基本構想は次のステップである基本設計や実施設計に移すことができる内容となっていなければ意味がありません。御承知のように北部中学校においては、体育館の床のひずみや借地の件も考慮すると、基本構想がまとまるには2年とか必要かもしれません。なぜ平成27年度予算に基本構想業務委託が盛り込んでなかったのかお聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 北部中学校校舎増築の基本構想に係る御質問でございますが、この基本構想におきましては、平成26年、今年度でございますが、人口増による児童生徒数の増こうといったものが懸念するという判断のもと、学校施設整備について特に坂崎小、幸田小、北部中学校の3校に係ります北部地区の小中学校施設整備基本構想業務、これを26年度の予算においてとり行っているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 失礼いたしました。平成26年度の予算で北部中学校整備基本構想業務委託料というのがあるということでございました。見落としておりました。ということは、平成26年度も今月で終わりということになります。北部中学校整備基本構想業務というのは、順調に進んでいるというふうに解釈してよろしいかお聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 基本構想の概要でございます。順調にということは順調にということなのでありますが、内容を若干説明させていただきますと、今回、今年度の北部中学校に係る基本構想業務では、やはり生徒数の予測、そして学校施設規模の決定、そして学校施設整備計画案、これを作成したところでございます。生徒数はその調査会にも報告を申し上げたところでございますが、ピークとなる平成37年度、10年後でございますが、ここでは現在の400名ぐらいの生徒が800名と、倍ということになるわけでございまして、またクラス数も25クラスという見込みを持っているところでございます。これに対応するための先ほど申しました規模、そういったもの等の決定をいたしまして整備計画案を26年度において作成したものでございます。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 昨年、11月に文教福祉委員調査会を開催いたしまして、幸田小学校の校舎増築検討と北部中学校の体育館の床のひずみの改修計画について状況報告を受けました。その時に北部中学校につきましては、生徒増に伴う校舎の増築と体育館と借地問題を3点セットで同時に一気に解決をしたいという意向が示されました。そして、平成28年度に基本設計を行うとのスケジュール案が出されたわけでございます。平成26年度の基本構想と平成28年度の基本設計の間に1年間の空白があるわけでございます。この空白の1年間の意味についてお伺いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 基本構想と基本計画の間が1年あいてるんじゃないかという

ことでございますが、この基本構想が26年度、本年度できましたので、これを受けまして地元コミュニティとの調整を図ってまいりたいと考えております。仮称であります、整備準備委員会というようなものを立ち上げていただくなどして、この内容をさらに充実するものに取り組んでいきたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） わかりました。地元との調整に入りますということで、その1年間を有効に使っていきますということだというふうに理解をいたしました。

次に、町長は町民からの要望の強い体育館の建設ということを抱負として述べてみました。体育館の基本構想作成委託というものが、今回の予算案には盛り込まれているのかなということで期待をしておったわけではありますが、見事にはずれましたということで、基本構想作成着手のための前提条件というものにはどのようなことがあるのかお聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 体育館の関係につきましては、総合体育館という位置づけを町長のマニフェストの中でも書かれているところでございます。現在、最適な場所そして時期、必要となる手続、また情報収集などの準備を検討している段階でございます、具体的な構想、予算化までには現在至っていないところでございます。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） わかりました。場所、時期、手続等、準備段階にありますよというふうなことでございましたが、例えばある建物、体育館の建設の基本構想を作成するという場合、最初に建物の基本構想を先に作成をして、その後でそれに適した土地を探すという手法・手順もあるというふうに私は思いますが、どのようにお考えかお聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） そのような方法もあると思います。しかしながら、やはり建物の位置こういったものが最適な場所といえますか、やはり一番ここなら住民の方も御利用しやすいといったもの、またほかの公共施設の集合体だとかいうものも考えながら、やはり場所というのを先に示すのがまず第一ではないかと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀恒男君の質疑は終わりました。

次に、8番、酒向弘康君の質疑を許します。

8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 当初予算案の新規事業、これに絞ってお聞きしたいと思っております。

まず、137億9,000万円この予算の額であります、過去2番目の規模という大型予算ということになっております。新規45事業に7億円超ということですが、この予算案を編成するに当たってどのような考えで、あるいは住民の声を事業にどのように盛り込まれたのか、基本的考え方についてお聞かせください。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 新年度の新規事業につきましては45の事業、7億4,000万円を予算計上させていただいております。この計上に当たりましては、防災または安

全対策、それから将来を見据えた計画づくり、これを重点施策として今年度負担の配慮をして、選択と集中の視点に立って予算編成をさせていただいてまいったところであります。住民の皆さんの声につきましては、町政モニターなどを初めといたします幅広い年代の皆様方から意見交換をさせていただき、意見・要望につきましても酌み取りをさせていただき、住民目線に立ったバランスのとれた予算を作成したということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 選択と集中で立てたということであります。

少し個別の事業についてお聞きしていきたいと思えます。

まず、人口4万人達成記念というところで10万円が組んであります。昨年日本創成会議の発表では、2040年まで若年女性人口予測で県下では日進市と幸田町のみが増加するということが発表がありましたが、これは女性週刊誌では全国で14の奇跡の町ということで紹介された記事が載りました。また、愛知県のホームページの統計では、全体の人口の中で0歳から14歳の人口比率は17%を占めるこの若い順番というのは、県内では長久手市、みよし市に次いで3番目に位置しており、人口増加というのは確実に続いているということがわかるわけでありますけれども、将来人口の予測は国勢調査を用いましてコーホート変化率法といったようなもので推計をするようでありますけれども、本町の人口4万人の達成見込みについてお伺いをしたいと思えます。この3月1日時点で本町の人口は3万9,416人ということでありまして、ちょうど1年前の3月1日は3万9,151人、この1年間で265人の増加がありました。その1年前の1年間は486人増加、さらにその1年前は281人の増加ということになっておりますが、平成27年度中に4万人を達成するということは、逆算しますと約600人の増加が必要ということになります。どのような推移とその背景となる増加要因をどう考えておられるのかお聞きをしたいと思えます。また、今後、数年先まで見通せるところまでの人口予測もお聞きをしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 今議員が言われますように、平成27年3月1日現在の人口は3万9,416人です。4万人達成まであと584人ということになります。過去9年間の平均の自然増は約200人、社会増は約250人でありました。ただし、社会増につきましては年度によって大きなばらつきがございます。最近の景気回復傾向と区画整理等も行われることを加味すると、平成26年度は増加がちょっと落ち込んでおりますけれども、27年度末から28年度にかけて4万人に達するのではないかとこのように考えております。

それと、見通せる内容でございますけれども、これにつきましては第6次の総合計画の基本構想の中に規定をさせていただいております。将来人口規模を記載されているわけでありまして、2025年、平成37年度で4万2,000人を目標に掲げております。これは、国立社会保障・人口問題研究所による幸田町の推計人口が2025年において4万1,041人とされておりまして、この推計値は2010年の国勢調査を基準人口として算出したものでございます。人口推移によって見込まれる4万人と人

口問題研究所の推計値3万9,436人で564人の差があり、この差を2025年の推計人口4万1,041に加えて2025年には人口が約4万1,600人程度と見込んでおります。第6次の総合計画の中では、それにプラスして魅力あるまちづくりによるさらなる人口増を図るということで、計画期間における目標人口を4万2,000人という形で推計をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 10年先で4万2,000人を見込むということでありまして。先ほど言いましたように、予算案には10万円という計上がされておりますが、そのやり方としては入居届あるいは出生届などでカウントをされていくというふうに思いますが、どのタイミングでこういった記念の催しあるいはイベント、達成記念をやられるのかお聞きをしたいと思います。また、4万人が年度内未達成のときの対応についてもお聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） まず、4万人達成の関係でございますけれども、どのような実施をということでございます。今後まだ計画をどのようにするかということで考えていくわけでありましてけれども、まず4万人達成当日には式典等を開催をする予定は考えておりません。後日、記念証書の交付式を開催をする予定であります。内容としましては、記念品とか額つきの記念証書、花束の贈呈とくす玉開き等を考えております。まだ詳細については決定をしておりません。人口3万人を達成したのは平成2年の3月でございます。短期間に何度もある記念ではないことから、町の発展の目安であることから、4万人達成には報道機関を含め幅広く情報発信をしていきたいというふうに考えております。

それと、2点目の4万人達成が未達成の場合の考え方ということでございます。平成27年度に計上させていただいているわけですがけれども、28年度通し予算編成時に、この27年度中の4万人達成が不可能となった場合は28年度予算に計上していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） いずれにしましても、内外に本町の活気をアピールできるようなイベントになるような予算執行をお願いしたいというふうに思います。

次に、次世代自動車補助金についてお聞きをいたします。ここで言う次世代という定義と事業の内容について、それと今回関連すると思われる町内に設置を既にしております充電ステーション、これの稼働状況についてお聞きをしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） まず、ここで言う次世代自動車の定義でございますが、燃料電池自動車FCV、電気自動車EV、プラグインハイブリット自動車PHVで、道路運送車両法に規定される四輪自動車でございます。

事業の内容につきましては、対象車両ごとの補助金額として、補助金額が4月1日以

降に新車購入、新車登録をしたもので、燃料電池自動車では個人購入の場合、車両本体価格の10%で上限30万円でございます。事業所購入の場合でございますが、車両本体価格の10%は変わらずでございますが、上限15万円。電気自動車、プラグインハイブリット、こちらは同じでございますが個人購入の場合、車両本体価格の10%で上限20万円、事業所購入の場合は10%で上限5万円でございます。いずれも千円未満切り捨てでございます。

また、町内の充電施設の状況でございますが、現在、坂崎のコンビニエンスストアとそれから道の駅に2基ございます。坂崎につきましては急速充電装置でございますが、こちらはコンビニのほうがいわゆるリース契約をして事業として扱っておられるものでございます。道の駅につきましては、1基につきましてはトヨタ系の充電器につきましては、これは普通充電でございますけれども実証実験として設置してあるものでありまして、もう1基につきましては日産・三菱が使えるものでございますけれども、こちらのほうがそれぞれ1基ずつ設置をされております。

稼働状況でございますけれども、民間のものについては把握はしておりません。また、道の駅につきましても、いわゆる日産リーフ、三菱関係のほうにつきましては把握はしておりませんが、実証実験のトヨタ系のものについては把握しておりますので、その部分だけで御答弁申し上げたいと思います。平成27年1月で20件、充電時間669分、1台当たり平均33分でございます。昨年12月でございますが、利用台数18件、充電時間673分、1台当たり平均37分、平成26年11月24件、822分、1台当たり34分と、おおむね10件前後が利用されております。また日産系のものにつきましてはデータがございませんが、おおむねトヨタ系の3分の1ではないかというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） トヨタの実験については件数で答えられました。台数はちょっとわかりませんが、大体平均20件ぐらいかなというところでありまして。

それから、マスコミでも話題になっている水素自動車ですね、いわゆるFCV「MIRAI」は今申し込みをすると、3年先の2018年まで待ってくれということで先週末トヨタ自動車がホームページで発表をしておりました。本町でもある人の情報では3人の人がこの「MIRAI」を予約されているという話も聞きました。こういった新しいエネルギーの車への対応の今後の考え方、また課題があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 水素自動車の件についての御質問でございますけれども、3人の方が御予約をされているということは承知をしておりますが、こういった新しいシステム、エネルギーこちらのほうがどんどん活用されて、いわゆる低炭素型社会構築に向かっていければというふうには考えておりますけれども、まだまだ高価でございますので、この補助金を使ってできるだけ流通台数をふやし低廉化していけたらなというふうには考えてはおりますけれども、先ほど議員がおっしゃったとおり3年待ちという状況ですので、課題としてはそこら辺かなというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） わかりました。

次に、消防救急無線デジタル化についてお伺いします。

1億8,315万8,000円という大きな予算額となっておりますが、事業の内容とその計画について要点のみお聞かせをください。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 今回の事業の内容といたしましては、現在のアナログの150メガヘルツ帯の無線の電波が使えなくなるということにおきまして、デジタル化の260メガヘルツ帯の無線機に更新をするものであります。消防本部庁舎には無線設備、電源設備、空中線設備、無線制御装置等を設置する基地局と、消防車・救急車など車両に積載します車載型無線機15台、そして隊員が個々に携帯する携帯無線機16台、また持ち運びできる可搬無線機2台と受令機3台を整備いたします。また、消防団につきましては、団の消防車に車載型無線機8台、各つめ所に受令機8台を配備する計画であります。このほかに隊員間の情報の共有化を強化し、現場活動の安全・効率化を図るため消防本部では活動用無線機25台と、消防団では35台を配備を予定しております。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） いろいろなホームページやら見てみますと、デジタル化のメリットというのは非常に大きいということが理解できるわけなのですが、デジタル化に切りかわることによって電波が入らない地域あるいは届かない地域が発生したりするといったようなデメリットはないのか。また、今後の課題についてもお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 今、酒向議員がおっしゃられたとおり、こういったようなことでデメリットというのがございます。まだ周波数が高くなることで電波の到達距離が短くなる、あるいは直進性が強くなることから山間部やビルなど障害物により交信に支障が生じたり、アナログでは音声に雑音があったり混線がありますが、デジタルではこのような状況にはならないかわりに通信の音声がか聞こえるか聞こえないかどちらかになってしまいます。また、アナログ無線機に比べ機器が大きく重たいこと、また保守点検費用が高くなるといったことがございます。課題といたしましては、ただいま説明させていただきましたデメリットとなる事項、特にデジタル無線の特性によるものでありますが、こうしたことにつきましていかに対応・対策をするかが課題と考えております。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） デメリットもあるということでありまして、その補完をしっかりと進めていただきたいというふうに思います。2018年の春から、岡崎市と消防指令業務これを共同運用化されるという流れの中でイニシャルコストはかかっても、住民の安全・安心のために今後の運用に当たっては先ほど言ったように、しっかりとしたメンテ、そしてランニングコストの低減が図られることを望みたいというふうに思います。

次に、幸田中学校と南部中学校に太陽光発電の設置に5,831万4,000円、これは全て県支出金ということでありまして、この事業内容と各発電量について、そ

れと現状の学校関係の設備の設置状況、今後の計画をお聞きいたします。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） それでは、教育委員会から事業内容、発電量、設置状況というところで説明させていただきます。

まず、事業内容でございますが、議員が申されたように幸田中、南部中に設置するものでございまして、その仕様は同じでございますが、まず太陽光パネルの発電能力でございますが、10キロワットでございます。これには蓄電設備も附帯いたしますので、蓄電量は16キロワットアワーとなっているところでございます。また、現状の学校の設置状況でございますが、既に平成22年度でございますが、中央小学校と北部中学校に10キロワットの太陽光パネルを整備しているところでございます。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 蓄電池も備えるということではありますが、この南部中学校というのは期間避難所ということになっておりまして、文科省からは災害に強い学校施設のあり方として報告書の取りまとめができました。この報告書では、避難所となる学校施設の安全性やバリアフリー化、医療機器のための非常用電源等が重要であるため蓄電池機能付きの太陽光発電、こういった設備や自家用発電設備により照明用の電力を確保することといったような検討の報告がありました。この設置事業はその一環なのかについてもお聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 太陽光発電の学校への設置については議員が申されましたように文部科学省の補助事業がございまして、これは安全安心な学校づくり交付金というものがございます。これを受けて平成22年度の実績を先ほど申しましたとおり実施したところでございますが、今回は導入するものは再生可能エネルギーということでございまして、経済産業省の管轄になるところでございます。今回はこの取り組みを100%県の補助金ということがございましたので、学校にて取り組んでいきたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 今回はそれじゃないということではありますが、またこういった文科省からの報告書を参考にされて、避難所にも学校施設にもそういった非常用電源等の考えをまた進めていただきたいというふうに思います。他の自治体では学校以外の公民館あるいは集会所の避難場所、避難所などの非常用電源、先ほど言いましたように、通常時は売電収入も見込めるということでありまして、太陽発電を活用するところがふえてきております。先ほど言ったように当然蓄電池も必要となると思うのですが、本町での避難所の非常用電源の現状、太陽光発電を活用の考えてについてお伺いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 公共施設におきまして太陽光発電を今屋上に乗せている施設につきましては、保健センターそれから菱池保育園、一般廃棄物最終処分場、それから中央小学校、北部中学校と給食センターにも乗せさせていただいておりますけれども、そ

の中で売電をしておりますのは給食センターを除く施設ということがございまして、その実績でございますけれども、25年度、ただいま申しました5施設の合計ということで14万6,520円。それから、26年度、この3月6日現在までで申しますと15万1,032円という状況でございます。これから各避難所にこうした太陽光発電を設置するかにつきましては、いろいろと補助事業を絡めて設置をしていかなければやはり一般財源のみだということは難しいと思われまますので、そうした補助メニュー等を考えながらまたさらに検討をさせていただきたいと思えます。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 補助事業を活用しながらということでもありますので、ぜひ進めていただければというふうに思えます。

最後に、本町全体の太陽光発電の実情ですね。その他自然エネルギー活用の現状、今後の目標それから計画があればお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 太陽光発電の実態ということでございますけれども、公共施設に関しては先ほど総務部長が答弁させていただいたとおりでございます。一般家庭で本町において補助事業として執行しておりますものについては、平成26年度3月5日現在でございますけれども、件数として130件ございます。平成25年度は154件、平成24年度は105件というような状況となっております。今後の目標につきましては具体的な数字は持ってはおりませんが、環境基本条例、環境基本計画により方向性は明確にうたわれておりますものですから、今後、補助事業いわゆる再生可能エネルギー等導入推進基金等を活用させていただきまして、推進をしていきたいというふうに思っています。

課題につきましては、やはりなかなか安くはなっているというもののまだまだ高価であるということと、特に既存住宅の改造においてはかなりの費用がかかってしまうということ。それと、固定買い取り方式におきまして、契約年度ごとに年々下がってきているのが現状でございます。2012年度においては10キロワット未満でございますけれども、42円だったのが2013年では38円、2014年では37円、2015年、27年度におきましては中電管内は33円というような形になっておりますので、こちら辺で得る発電効率が上がったからという条件ではございますけれども、設置費用についてどうなるかなということにはちょっと不安に思っているということが課題かなというふうに思えます。

事業用とその他の自然エネルギーにつきましては、申しわけございません、把握をしておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向弘康君の質疑は終わりました。

ここで、10分間休憩とします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 法人町民税の一部国税化ということで、今度が丸々とかかってくるわけでありませけれども、その一部国税化の減収分はどれだけになるのか、まずお答えがいただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 法人町民税の一部国税化の影響でございますけれども、平成26年の10月以降の事業開始年度から影響を受けるということで、平成27年度につきましては一部影響があるということとなります。27年度の当初予算ベースで1億5,000万円程度の減収と試算をしております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 12.3%から2.6%分が国税化になるわけでありませ、その2.6%分が影響を受けるのがこの予算の中に反映をされたのが1億5,000万の減収ということになるということによろしいですね。それから、今年度、4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられたわけでありませ。そうした点で地方消費税交付金が前年度よりも大幅にアップをしたわけでありませ、6億8,000万円を見込んでおります。逆に歳出のほうではどれぐらいの負担になるのか、その負担額についてお答えがいただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 27年度予算を組む中で、歳出につきましては消費税が5%から8%、3%分として、いわゆる事業費を初めといたします影響のあるものの合計が約1億円程度と見込んでおります。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 一部国税化の影響が1億5,000万円、そして消費税の税率アップの負担分が1億円。これは3%分なのか、全てなのか、その点について合わせてお答えがいただきたいというふうに思うわけでありませ、いかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 歳出のほうの1億円の影響額というのは、5%から8%の3%分ということで試算をした数字でございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 一部国税化の影響とそれから消費税の税率アップの1億円で、2億5,000万円が減収ということになるわけでありませ。そうした国の税率アップ等にかかわる幸田町への影響ということからすれば、やはりこの法人町民税の税率に関しましては適正課税を設け、そして自主財源の確保をやっていくべきではないかという主張をするものでありませ、町長はやる気がないということでありませ。そうした点で言えば、この町長の税収アップというのが今回の予算にも大きく出ているわけでありませ、歳出で見ればものづくりセンターの設置あるいは企業庁への派遣ということで、企業が進出しやすくなるまちづくりをしていくということでありませ。予算で見ると金額的にはさほど高くはないわけでありませ、しかしながら、企業立地での有利性を図

っていくまちづくりというふうに思うわけでありませう。これは、企業立地課が発行をしている「幸田町企業立地のご案内」というパンフレットでありますけれども、まさにこれが幸田町全体を取り巻くのが工場団地というようなまちづくりに見えるわけですね、この地図上からも。ですから、そうした点で言えば、このバランスをどうとっていくのかということでもあります。また、今回の議案に上げられております企業の特定工場の緩和策もそれがあらわれているかというふうに思いますが、そうした点でまちづくりのバランスをどうとっていくのかということについて、町長にお聞きしたいと思ひます。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） まちづくりのバランスということでの御質問でございますけれども、全て企業立地のみということじゃなくて、先ほども酒向議員から質問がありまして、その中に我が幸田町が日本の奇跡の市町村の14ランキングの中の13番目ということで、その中に何が書いてあるかというのは、自動車関連企業が多く経済的に安定している町だというのがこれは国策で国で言われている状況でございます。我が幸田町が今までは農業の町主体できたわけで、私も今幸田町は農業の主体だよということを申し上げております。若い農業者とは常に親交を深めながら、農業を本当に担い手としてやっていく人についてはそのようにさらに応援をしていくということであるし、企業立地におきましても西三河9市1町ただ一つの町の中で、自前で地方交付税をいただかないで自前の予算の中で活動していくには、先ほど丸山議員がいろいろマイナス点をおっしゃったわけでありませうけれども、さらに交付団体にならないように不交付団体でそのままあり続けるためにはどうしたらいいかということでの企業推進、幸田町に公害のないそういう企業に来ていただいて、ある研究機関も来ていただくと。そういうことによつて幸田町のさらに全体的なレベルアップを図っていこうということでございますので、企業立地もさることながら農業もそうでありますし、全体のバランス、緑の問題も深めて考えていきたいというふうに思っております。全体としては先ほど申し上げたように、今までの先人が企業誘致をされたおかげで現在の幸田町の裕福があるということでございますので、それも捨てることはできないと。今後においてもさらに企業だとか、まちづくりのバランスをとつて進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今まで幸田町が誘致をして工場団地の開発をして、そして工場が進出をしてくる。そういう中で税収が上がる、そして働く場もある。また、人口もふえてくる。こうした今の現在の幸田町を形成してきたこの歴史があるわけでありませうが、さらに工場の誘致をして税収を確保するという策、このバランスというものがやはりまちづくりの視点となるわけでありませうけれども、そうした点で町長は緑もある、働きやすいとかいろいろ言われるわけでありませうけれども、この自前で交付税に対しては不交付団体を維持をしていく、そして自前で活動していくそのバランスというものについてはどれぐらいの規模のバランスなのかと。その点についての思い描いておられる構想というものがありましたら披露していただきたいと思ひます。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） バランスというのは、今現在幸田町の中にはどこを見わたしても

緑はある、それから特に私が思っているのは生け垣というのを推奨したいなと思っております。住居の周りにブロック塀ではなくて生け垣をさらに深めて、それも一つの緑であるというふうに思います。そういう一つの空間というものは中が住みやすい状況間ではありますし、本当に私ごとでありますけれども、今の私の家の前にはメジロだとかウグイスだとかそういうのが来るわけです。今ミカンを半分に切ったりしてやっていますけれども、そういう空間というのは今は本当に幸田町の中にはいろいろなところにあるだろうというふうに思っていますので、それを基本的に大事にしながら、工場におきまして外から見えないような公園工場団地と言うんですかね。そういう形のもので進めていきたいなというふうに思っております。特に、今先ほど緑を前回におきましては緩和策を設けましたですけれども、企業が来ていただいて、より工場が広く取れて、それにおいて周りを緑で囲んでいただいて、そのような企業も進出をお願いしていきたいなというふうに思っております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 一つの緑地の指標と言いますか、そういうものは市街化区域、市街化調整区域、そして、山林の面積、こういうのがどのバランスであるのか、率です。そういうのが54平方キロメートルの中にどういうバランスで取ってあるのかということだというふうに思うわけでありましたが、しかしながら、今度の今回11地区の拡大工業地域を推進をしていく点からいうと、これがどのように変化するかということのもやはり出していったまちづくりをどう進めていくかということの指標にしていくべきだというふうに思うわけでありまして。だんだんこの地図から見ると緑が減っていくというのが明らかになってくるわけでありまして、そうした点で町長はどのようなバランスでどのぐらいの緑地化率とか、例えば、調整区域がどれだけだ、市街化区域がどれだけだというようなそうした数字にあらわすものを指標として進めておられるのかよく見えてこないわけでありまして。ただ、開発を進める地域を地図上に図式をするというようなことでやられているというふうに思うわけでありまして、その点のバランスという意味であります。

また、先ほど町長が言われました生け垣をやっていきたいということをやられました。これは幸田町にも生け垣への補助というのがあったわけですね。ところが、その補助を取っ払ってしまったという経過があります。宮城県でのブロック塀の崩壊によって人の命が失われたということによってブロック塀ではなくて生け垣を進める、こういう施策があったわけでありましてけれども、しかしながら、そのブロック塀に今度は強化をすれば大丈夫だというようなことで耐震化対策です。そういうようなことでこの生け垣への補助というものを取っ払ってしまった。私は、この生け垣への補助というものをぜひやっていただきたいなというふうに思うわけでありまして、これは町長がまちの中に緑地をつくっていく一つの施策としてはいいことだなというふうに思うわけでありまして。緑を破壊すれば緑をつくっていく。こういうような取り組みというものも必要になってくるわけでありまして、しかしながら、今回の予算を見るならば私は企業誘致を加速する予算になっているのではなかろうかと。一つのシフトづくりではなかろうかというふうに思うわけでありまして、その点についてはステップなのかという点であります。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 企業誘致を加速するということでございますけれども、今まで前も申し上げているんですけれども、いろんなところでいろんな方との調整を図りながら、幸田町のより安定のために企業誘致を進めたいということで進めてきたわけでありまして、加速するという丸山議員のお話でございますけれども、我々が今度経産省に一人送っていくというのは、幸田町と経産省、中小企業庁でありますけれども、そこのパイプを太くして、より国の施策を早く知って幸田町の対応をしようということが一つのねらいでもあります。それから、東京大学に行かせた職員がいますけれども、そういう金融関係だとか企業とかいろんな方が幸田町に来ていただいて中小企業等のさらに手当をしていくとか、そういういろんな形での内容で企業誘致を進めていこうということで、急に、今、即加速するということじゃなくして、さらに土台をつくりながらその上に新たな工場とは限らず研究機関、そういうものもぜひ来ていただきたいということでの働きかけをやっているところでございますので、加速するという意味じゃなく、より早く情報を得るための基盤づくりというふうにお考えいただければと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 雇用の確保、あるいは生活の安定、そしてまた、まちの税収の確保という点で言えば、こうしたものがバランスよく配置されているならば、それはそれでまちの発展につながるわけでありましていいわけでありましてけれども、しかしながら、やはりこれがどんどん工業用地を拡大をしていって企業の城下町となる。こういったことではやはり住民の願いから外れるのではないかというふうに思うわけでありまして。そうした点でのバランスという意味でありますので、その点について土台をつくるということでありましてけれども、しかしながら、将来的には企業を誘致をしてどんどん工業用地を拡大するという目的につながるものではないかと指摘できるものではなかろうかと思うわけでありまして、平行線に終わると思います。これで終わります。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 丸山議員からのいろんなお話をいただきまして、ありがとうございます。幸田町が持続可能なためにも、さらなる対策を講じていくということでございますので、私が独断でするわけじゃなく、皆様方とお話しながらさらに進めさせていただきたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、5番、中根久治君の質疑を許します。

5番、中根君。

○5番（中根久治君） 平成27年度の中の一般会計の中の教育費、学校管理費の中の日本スポーツ振興センター災害共済負担金の問題について、医療費の無料化との絡みでお願いをしたいと思います。日本スポーツ振興センター災害共済寄附制度というのがございますが、この加入は、元来これは任意加入というふうに本来はうたっておるわけですが、現在の加入率です。幸田町においてはどのぐらいのレベルで加入しているのかということについて、まずお伺いします。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

- 教育部長（春日井輝彦君） 子どもの加入しております日本スポーツ振興センターにつきましては、幸田町の場合でございますが、ほぼ100%に近い加入となっております。
- 議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。
- 5番（中根久治君） 町のほうの案内チラシを見ますと町も100%を目指すというふうに書いてあります。もちろんそれで半額の負担をしておるわけですが、実際にこの給付制度の利用実績というのがどのぐらいのものかなということについてお聞きしたいと思います。
- 議長（大嶽 弘君） 教育部長。
- 教育部長（春日井輝彦君） 利用実績でございますが、決算の概要では今平成25年度の状態を申し上げたいと思いますが、全体加入者に対します対象となった件数でございますが、25年度は404件が対象になりましたので、加入者数が3,773名でございますので10.7%という状況でございます。
- 議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。
- 5番（中根久治君） 現在、多くの自治体が子ども医療費の扶助費を充実させておりますし、幸田町も十分に活用しておりますが、子どもの医療費そのものが無料化になっていくわけです。さらに、この日本スポーツ振興センター災害共済給付制度によって給付を受けることもできるわけです。どちらの制度にも税金を投入していくわけですが、現在、幸田町ではこのいわゆる子ども医療費の扶助費のほうと、日本スポーツ振興センター災害給付金のほうの使い分けです。どのようにされているのかについてお願いをします。
- 議長（大嶽 弘君） 教育部長。
- 教育部長（春日井輝彦君） まず、災害共済関係の取り扱いについては、現在加入してみえる子どもが災害にあった場合には、その治療費等に対しまして保護者に対しては4割が給付されます。よって、医療費は無料化でございますので3割分は町のほうに返すと。よって、1割分が残るわけですが、1割分は保護者に給付をしまいるという状況でございます。関連といいますと、無料化なのになんで共済負担に入るかということですが、この共済制度については御承知のとおり負傷のみではございませんので、いろんな大きなものも含まれております。大きなものといいますのは管理下で死亡したとか、そういったものも含まれておまして、給付額等は大きなものが給付されるという状況でありますので、並行して加入しておるという状況でございます。
- 議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。
- 5番（中根久治君） 私の言いたいものは、まさにこれを大いに利用してほしいということを考えてほしいわけございまして、学校管理下で起きたけがですよね。子どもが家を出て家に帰ってくるまで。この間に起きたようなけがについては、窓口負担が1,500円以上になれば当然日本スポーツ振興、長いこの制度で支払われるわけです。要するに、子ども医療扶助費は使わなくても済むと。そういう制度なんです。ですから、学校管理下で起きたけがについては、子ども医療扶助費を使わないでいいんだという部分をもう少しきちっとすみ分けしてもらえると、これはとても町にとってはいい使い方ではないかなと思っております。今、多くの自治体がこの2つの制度に優先順位をつけておまして、子ども医療扶助費を使わないようにしようと、そういうふうに取り組んで

おります。親がどちらを選択するか。ここがややこしいんですが、子ども医療費の無料化を選択すれば窓口で負担しなくていいんです。お金を払わなくていい。でも、スポーツ振興センターのほうを使うと窓口払いがありますから最初は発生します。後から返ってくる。ですから、お金を持っていかないほうがいいなという部分が多いんじゃないかと思って。どこの制度も2つのうちどちらを使うかということです。多くの自治体が日本スポーツ振興センターのこちらを優先するように案内がされておりますし、そのような表現がたくさんあります。中には、子ども医療費受給者証の使用は極力控えてください。極力やめてくださいと、こうって保護者のほうに伝えておるところとか、学校管理下における医療費が発生するような事故等があった場合には、日本スポーツ振興センターからの医療費が助成されますので、子ども医療費助成制度の対象にはなりませんとはっきり言っておる。学校管理下のものは、もうスポーツセンターのほうを使いなさいよと。子ども医療費は使っちゃいかんと。ちゃんと明記している自治体もおるわけです。そうすれば医療費そのものが浮いてくるということになりますので、幸田町はこうした表現が保護者向けにありませんが、実際そうしてないかと思いますが、その辺のことについての理由。なぜ日本スポーツ振興センターのほうを積極的に利用しないのかという部分について、再度お伺いします。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） このセンターの災害共済につきましては、全額町費負担ではございません。半分は保護者が負担をしていただくものでございまして、利用者の方については、その時点でこの制度を学校管理下でいろんなことがあったときには使ってくださいという周知をしておるところでございまして、今後とも引き続きこの制度には入っていく予定でございまして、そういった制度の周知をしながら適正な対応をとってまいりたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） そういう立場でとてもいいかと思っておりますし、まさに、こちらのスポーツ振興センターのほうを使うべきであると、そういうふうにそちらに軸足を置いた。だから、子ども医療費のほうに関して、そこでどのようなハードルをかけるかとか、こちらへ行ってくださいよというような言い回しをしていかない限り、もう子ども医療費のほうはどんどんどんどん親も使ってしまうということになりますので、その辺のところは今度は子ども医療費の担当のほうでお伺いしたいと思っておりますので、お願いしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 議員がおっしゃいますように、子ども医療費につきましては年々増加傾向にあるということは私どもも承知をしておりますし、どうしたら少なくなるかというのは課題であろうかと思っております。先ほど教育部長が申しましたように、加入についてはちょっと私も把握をしておりますけれども、任意だということである。それも含めてわからなくてもいいということで、当然ほかの市町村の関係で、どうしてそちらを推奨してみえるのか私にはちょっとよくわかりませんので、一度勉強してみたいと思っておりますけれども、何にしましても先ほど言ったこの共済のほうから支給される給付、

これについては当然子ども医療費のほうの支出の分については補填をしていただいているということが実態というところまでは承知をしておるという程度でありますので、よろしくをお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） まさに、このところに大きな財源が眠ってるなと思っておるんですが、もちろん日本スポーツ振興センターのほうに加入しているから、そこでけがをして申請すれば4割が返ってきますよね。4割のうち3割が子ども医療費側に回ってくる。1割見舞金という形で親もとに戻ります。この見舞金の1割が結構大きくて親の負担を上回るぐらい返ってくると。こういう魅力的な制度です。ですので、もう100%加入するのは当然オーケーかなと思っておるんです。ですから、それを活用すれば町のやっている子ども医療費の扶助費のほうを使わなくて済むんだ。そこのところをきちっと親のほうに説明すれば済むんだ。だから、いわゆる医療費が押さえることができるんだよという部分を多くの市まちが今現在やっておりますし、そのような制度に軸足を向けているわけですから、これを活用しないという手はない。そこの部分を、その辺のところをちゃんと親のほうにPRしてやっていただけると、これは大きな財源になるんじゃないかなと私は思っておりますので、再度お願いします。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 他市町村の状況も含めまして、これはなかなか医療機関の受診の際の申し出の関係も実はあると思いますので、医療機関でも随分とその対応についてはどちらだということ所で迷われるというようなこともありますので、統一というのが、これは医療機関での対応について学校事業でいういわゆるスポーツ振興センターの共済のほうの関係なのか、通常のいわゆる医療のことなのか、その辺のところの医療機関の判断というのも非常に難しくなってくるというような意見もどうもあるようでございます。そういったことから、当然議員のことについては一度研究をしてみたいと思いますけれども、現在のところについてはそういった取り扱いをさせていただいておることであると思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） まさに日本スポーツ振興センターのほうは、お金も最初は窓口払いせないかんし、いろんな申請手続がややこしいと。ポイントが何ポイントだから以下だとだめだよとかややこしいので、子どもの医療費を使えば何もしなくてもそのまま帰ってこられるという便利さがあるんです。でも、その手間をかけさえすれば町税が浮いてくるんだということを意識してもらいたいと。これはもう学校のやる事務のことですが、もうちょっと学校サイドがそういった事務を受けてくれさえすれば、子ども医療費というのはもう少し節約できるという考え方ですので、ぜひ研究していただきたいというふうに思っておりますから、よろしくをお願いします。

次に入りますが、もう1個は社会教育費のほうの島原藩主深溝松平御所保存整備事業についての話であります。1つ目は整備事業の範囲です。どこからどこまでを範囲とするか。これは多分史跡に指定した範囲全部を含めているのかどうかについて、まずお聞きしたいと思います。

- 議長（大嶽 弘君） 教育部長。
- 教育部長（春日井輝彦君） 史跡指定の範囲ということで、今回実施いたします国の史跡指定に受けた面積、また、範囲は、本光寺境内のほぼ全域であります。おおむね5万平米と承知しておるところでございます。よって、この整備事業の範囲と言われたものですから、その事業名をお答えすればよろしいですか。
- 5番（中根久治君） 範囲でいいです。
- 教育部長（春日井輝彦君） 範囲でいいですか。今言いました5万平米でございます。
- 議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。
- 5番（中根久治君） こちらのほうが史跡に指定した範囲全体が整備計画の範囲であるというふうに認識します。この指定地には1.5%が町有地で残りの98.5%が民地であると。この民地の中に本光寺の持ち分と、それから、松平さんの持ち分があるわけですよ、その中に。そこで、この保存整備に当たって費用負担の割合です。本光寺も負担するのかと。松平さんも負担するのかということについて、どのようになっておるのかについてお願いをします。
- 議長（大嶽 弘君） 教育部長。
- 教育部長（春日井輝彦君） 保存にかかる所有者ごとの負担割合ということではありますが、保存につきましては管理団体、こういうものを指定をいただきます。これは文化財保護法によって幸田町がその管理団体であるということでもありますので、その整備等については一定の国の補助金を得ながら町が整備をするということでもあります。
- 議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。
- 5番（中根久治君） 整備計画を幸田町が立てて、幸田町が費用負担をして整備をしていくとなれば、本光寺も松平さんも金銭的な面の持ち出しは無しということで理解してよろしいでしょうか。もう一度お願いをします。
- 議長（大嶽 弘君） 教育部長。
- 教育部長（春日井輝彦君） その範囲というものは全域でございまして、例えば、本堂だとか、お庫裏だとか、そういったものも含まれるわけございまして、やはりそういったものは生活の基盤ということになりますので、そういったところの整備はやはり本光寺さんが所有でございましてやるようになるかと思いますが、そういった管理団体としてやらなければならないことを、この整備を27年度の整備計画、こちらのほうで立ち上げてまいりますので、詳しい状況についてはそちらのほうで今年度実施してまいりますので、そちらで内容を詳細に決めてまいりたいと考えております。
- 議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。
- 5番（中根久治君） 保存計画書の素案を読ませていただきましたが、その中には短期的に、または中期的に、長期的に整備計画を練っていきますと。短期、中期、長期というようなスパンで考えておるようですが、その短期とは一体どういうことなのか。期間の概念です。どのぐらいのことを短期と言い、どれを中期というかということについてお願いします。
- 議長（大嶽 弘君） 教育部長。
- 教育部長（春日井輝彦君） ことし保存計画を3月に策定をするという状況になっており

まして、やはりそこで各専門の委員さんからの御指摘がございます。やはりすぐにやらなければならない。もちろん短期ですのでそういった状況はあります。危険なところだとかいうことがあります。そういったところを今度27年度の予算にも計上しておるところでございますが、やはりそういう状況、状況によりまして、これから数年をかけ施設の整備をしていくということになっております。あくまで保存は現状維持でございますので、そういった意味で御理解いただきたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 長期となるといつまで続くのかというようなことが気になりましたので、いつかどこかでとまるんじゃないかと思うんですが、それが無いと。ずっと現状維持するため、永久ですよ、そうなってくると。その辺のところはどういう概念なのかというのは気になっております。

もう1個ですが、幸田町と本光寺と松平家が保存整備の義務を負う範囲というのをきちっと例えば三者で確認をして、書面で取りかわしがしてあるのかどうかということですか。どこまでを幸田町が義務を負うんだ。どこからどこまでが本光寺だ。どこからどこまでが松平さんだと、そういうことはきちっと書面上うたってあるのかどうか。それが無いともう放ったらかしにしてあるところはしょうがないで幸田町がやるかということになってしまいますから、そういうことにならないようなきちとしたそういった書面というものができておるのかどうかについて、お願いをします。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 3者が保存について明確な内容のものを各自持っておる、協定しておるかというような内容でございますが、現在、保存整備の状況におりまして、現状の状況を把握させていただいております。今後、27年度に先ほど申しました整備計画をつくってまいりますので、そちらではやはりそういった3者がどんなような義務を負うかということが必要になってくるかと思っております。これも文化財保護法でしっかりと国指定になっておりますので決めがあるというふうに承知しておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） もうぜひこのところは指定になる前からいろいろ難しい部分があるかと思っておりますので、きちっとしていかないとまずいんじゃないかなというふうに思っておりますから、お願ひします。

もう最後ですが、先日、島原へ行ってまいりました。向こうの関係の方といろいろ話をしまして、島原でこういう聞かれたことなんですけども、20代目の松平さんの墓所です、先日亡くなられた。20代目の松平さんの墓所を誰がいつどのような形で作るのかという質問を受けまして、わかりませんので返事はしなかったんですけども、これから島原の方もこちらに何人か見えると思うし、こちらもいくと思うんですが、要するに、今19代目まででとまっていますよね。あともう20代目が亡くなったのでつくらないかと。それはどういう形で作られていくのかということが保存整備事業の中に含まれているのかどうかということも含めてお願ひしたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 松平家の20代目忠貞様だと思いますが、この方が昨年1月にお亡くなりになったということで、墓所はその東御廟所には来ないということで、既に東京のほうで墓所はつくられておるといふふうに聞いておりますが、その部分を保存整備委員会というお話ですが、そういった状況は承知しておりません。確認もさせていただきますが、現在のところそういう状況ではないといふふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 今、確かに東京のほうでお墓はつくったと。だから、こっちへ来ない。そうするとあそこは19代でとまってしまいますよね。その部分をどのように持って来るのかな。その辺のところがこれからあそこを国指定にした歴代の松平藩主の御廟所だよと言い伝えていくのに、それでいいのかやという部分がまだ話し合われていないような気がしますので、ぜひその辺のことはきちっと本光寺の松平墓所がこれからずっとつながっていくためには、その辺のところも、町も、本光寺も、松平さんもきちっと話し合っ、もうつくるならつくと。すごいお金がかかりますから問題なんです、そういうことをやっていかないとまずいんじゃないかな。テーブルの上に乗っけないでそのまま通過させちゃいけないような内容かと思っておりますので、お願いをします。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 20代目の松平忠貞様におかれましては、その後、神道になられたということをお聞きいたしておりますので、東京のほうのお墓のほうで葬られるというような状況にあると思います。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根久治君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、昼食のため休憩とします。午後は1時から会議を開きます。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 一般会計の予算の関係でいきますと、税収が回復基調にあるという形の中で町税が26年度の当初予算でいけば83億6,800万円余り。そして、27年度の予算案が84億7,800万円。要は、1億1,000万円余りの町税の増を見込んでおる。これも随分控え目なんですよね。9月の補正、あるいは3月の今年度末に来ると年度末精算という形で億という単位が補正で追加されてくる。こういう中であつたとしても、税収が回復基調にあつて隠し財源がたくさんありますよと。こういうふうに見て取れるわけですが、この中で27年度の一般会計の予算の中で大須賀町政が何を指す。どういうまちにするのかというのがさっぱり見えてこないです。午前中の事業の中で45の事業に7億4,000万円予算をつけておりますよと。その45の事業と7億4,000万円がこれからどういうまちを目指していく、こういうものについてあなた方が答えられるか。町民にどういうふうに訴えていけるのか。訴えていけるのは、そ

んなものその時その時のことは口先だけだ。やれることはチャランポランというのは後ほどまた質疑の中で申し上げますけども、何を目標してどういうまちづくりをしていくのかという点でさっぱり見えてこないんで、見えてくるような説明、答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 27年度の当初予算の、いわゆるどういう目標にて編成をしてきたかということでございますけれども、防災と安全対策にまずは主眼を置こう。それから、将来を見据えた計画づくりを重点施策として、今年度負担も考え集中と選択をして編成をしてきたところであります。事業といたしましては新規が45あるということでございます。時代、それぞれの状況に応じて毎年、毎年、日々刻々と情勢は変わってまいりますので、現状、各所管におきましては、新たな取り組みを積極的に考えて編成をするようにという指示も含めまして、今考えられる施策を予算化したということが今回の編成の中身でございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 流れと言葉はそうでしょう。防災と安全、そして、将来を見据えて今年度負担を抑えて。この45事業で今年度負担を伴わない。つまり、基本的には自主財源、若干の補助金と。こういう中で何か今年度負担をやるのが罪悪のような言い方をされてくる。けども、この45の事業を全部とは申しません。一定展開をしたときには、今年度負担はついて回る。今年度負担と言うと何か聞こえが非常に悪いけれども、事業を起こすに当たって町の財源である一般財源と国や県の補助金、これは有効に活用する。しかし、今年度負担というのは押さえていくということは借金は一切しないと。あるいは借金を抑えていくという形になると、どんどんどんどん事業は縮小していく。しかし、風呂敷は広げておるわけだ、今回ね。大風呂敷を広げて基本構想だ、計画だという形で風呂敷は広げても、どうするだと言ったら今年度負担を極力抑えていくというのは、広げた風呂敷はしゅっと縮んでいっちゃう。だから、そこに論旨の矛盾があると。幸田としてはそうでしょう。総務部長が言われるようにそうでしょう。それは住民にとっては耳ざわりがいいでしょう。だけど、実態の姿がどういうふうに訴えられていけるのかということを私は求めておるわけであります。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 今回の編成の中で、予算の中にも将来を見越した計画策定を、先ほど質疑の中にもございましたように町の重点項目となります、例えば、墓地公園駅前、それから、総合体育館の件もそうでございますが、ことしは将来を見据えた計画を策定をしていって、今後実現をすればその大きな財源が伴うような中身も含まれてございます。そうした中で、単独一般財源、それから補助以外のもちろん起債も考えて事業を進めていかざるを得ない。そうした中で、今財源がすぐにふえてくる状況下にもないので、いわゆる起債は極力過去の返済に努めて減らすことにこれまでどおり引き続き進めていこう。将来、目的を持った施策を進めていく上での今こうした状況下にあるという編成が今回の特徴の一つであろうかと思えます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 先ほど申し上げた45の事業の費目が羅列してあります。これから全部日の目を見てくるのかどうなのか、絵に描いた餅で終わるのかどうか、こういうのはある。結果的には、今回の来年度の27年度の予算の編成の中で何が皆さんに訴えたいのかと言ったら、防災と安全で将来を見据えて今年度負担を極力抑えてって、さっぱりわからん。けども45の事業を具体化するとどうなっていくのかというのがない。何でないのかと言ったら一過性なんだ。目移りする事業をだーだーだーだー挙げて、それをどうするのかと言ったら思いつきの発想だ。こういうふうに申し上げると大変失礼かもしれないけど。午前中の議論の中で町長のポリシーがないということで、思いつき発想と答弁が見える。幸田町は3方を山に囲まれて緑が豊かだと。工場公園だ。そんなの昨日私が言ったことじゃないか。まあいいわ。工場公園だと、こういうのを誘致したいと言っておきながら、この議会の中で工場立地によって緑地の規制緩和をがたがたにゆがめますよと。環境施設の緩和もどんどんどんどんやりますよというのは論旨に矛盾があるし、自己矛盾を感じませんかということなんだ。工場公園だと言いながら緑地は削っていく、環境施設は削っていくと。そして、反論として幸田町は3方に山に囲まれて緑の豊かなまちですよと。まさに論旨の矛盾と思いつき発想の中でポリシーがないことによる施策の集大成とは申しません。施策をまとめた予算編成が27年度の予算の一つの特徴というのがまさに一過性の問題ではないだろうかということが指摘できるわけですが、そういう指摘は私のほうから申し上げたのですが間違っておりますか。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 新規事業の中に今年度負担をお願いをする中身は確かに少のうございませけれども、例えば、災害という意味でいけばウェブカメラを設置をして道路冠水などに即対応していこう。あるいは、防犯灯につきましても将来負担と言うか、LEDにすることによって電気代だとか、電気のものからLEDに変えるのに三十数年も係るといような以前お話もさせていただいたこと等も含めまして、今の時代にあってできることをなるべく拾っていったようなことも中にはございます。一過性とおっしゃる面と、その時代にマッチしたすぐ取り組めるものはしていくというところも若干は関連はあるとは思いますが、すぐにその事業が効果をなくすようなことの一過性というようなことはないのかなというふうにも思いますけれども、そうした思いで編成をしてきたところでございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、私が一過性だというのは継続してこの事業が町民の安全だ、安心だというような形の中でどう具体化されていくのかというのが見えてこないということのあらわれの言い方として一過性ですよということです。その一過性を象徴するのが補助金です。補助金はくれてやるという内容であります。くれてやったものについては具体的にどうこうこうということについて、金を出したら口も出すというやり方は慎むという内容だというふうに思うわけ。そうした中で典型的にあらわれてきているのが女性の会への補助金新設100万円。まず、この女性の会への新設補助金100万円はどういう経過の中で浮き上がってきたのか。どういうところに核心があるのか、説明答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 27年度新たに女性の会への補助金100万円を計上させていただきました。新設という説明もさせていただきましたが、過去においては女性の会に同様の補助金も交付しておりましたので、正確には再開ということになるかと思えます。補助金交付要綱にも載せてあるところでございますが、過去において当時女性の会の歳入財源である貸し衣装の関係の事業が経営がよかったということもあって、一旦はその補助金が交付されなくなったというような状況だと承知しております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この女性の会というものの前身は地域婦人会ですよ。地域婦人会がずっと記録を持ってきましたけれども、平成8年、1996年婦人会を解散をしとるわけですよ。なぜ解散をしたんですか。どういう問題があった。そういう中で今回それはすると町長が変わったわけじゃないから、この間に近藤町長の関係も出てくるわけですが、あなたの言われたように婦人会が解散をした。翌年には女性の会という形でまた復活しているものがある。しかし、その問題は後ほどふれます。地域婦人会がなぜ解散したのか。どういう教訓を汲んでるのか説明答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 女性の会の前身である婦人会につきましては、議員が申されましたとおり平成8年度、実際には平成9年3月に組織自体の解散によるものではなくて名称を変更されたということで理解をしております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 名称変更はなぜしたのか。時の町長は大浦さんだ。大浦さんはこの地域婦人会については解散をしとる。次に出てきた近藤町長がそれを引き継いでやっばり待っちゃまずいなという形の中で、どういう形の中で圧力があったのかどうなのかわかりません。しかし、1997年、平成9年に補助団体として平成10年9月8日の決算の成果の説明書の段階でいきますとこれが復活してる。しかし、復活したときの内容は補助金だけでも性格が違う。婦人会のときの補助金の性格と女性の会になったときの性格、どういうふうに違いますか。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 補助金の性格ということでありますが、補助金の性格というのはいろいろあると思います。運営費補助だとか、特定事業補助だとかいうことだと思いますが、運営費補助ということで理解はしておりますが、その名称が変更になったという理由においても詳しく承知をしているところではございませんが、やはり区単位の運営を見直したり、再編したという経過を承知しておるところでございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 昭和60年の決算の成果の説明書によりますと、地域婦人会への指導という形で社会教育団体指導補助という形。これは補助じゃない、報酬です。104万5,000円。これ出とるやんな。さらに、昭和63年、1988年の決算の説明書においても婦人会文化協会等の指導、助言に要した費用である。つまり、団体補助じゃない。それを指導をする人への補助、あるいは報酬、こういう形で出る。それが今回ま

るっと補助金の100万円というのは、ですから、過去の教訓の何を汲んできたのかと。もっと言うならば、当時の婦人会、あるいは地域婦人会や、あるいはそれに衣替えをした女性の会。若干違うけれども、行政が婦人会を自分の手足のように勝手放題に使ったと。あれも婦人会、これも婦人会って過剰な負担をかけた。そのことによって家庭内騒動もいろいろ起きているといった中でもう解散だと。もうその地点で23区の行政区の中で半分以下だった、婦人会があるのが。こういう中で自然消滅とは申しません。意識的に解散をさせられた、した。させられたんじゃない。自分たちがもうこんな時の町長や時の行政の小間使いで私たちがつくられちゃどうもならんということで解散をされた。こういう経過については御存じでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 昭和63年、当時のことを承知しておるかということですが、その辺の状況については承知をしておりません。過重な負担ということではありましたが、こういった部分についてもやはりその事業の内容、こういったものが見直されたものであったと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今回、100万円の補助金というのは非常に高いと。決算の説明書の関係ですと記載があって、地域婦人会への補助金といって掲載が出てくるのが1994年、平成6年の32万円。それがだーっと減って2001年、平成13年、このときの町長は近藤さんでしたけれども16万円。以降、解散して女性の会への補助金はない。女性の会が解散したとは申しません。解散したかどうか私は知らない。しかし、決算にかかわる成果の説明書の中では、女性の会への補助金は2001年以降出てこないんです。出てこないというのは補助金なしで女性の会が自主的に活動されている。これは私はそのことはいいんだと。私の住んでいるところも婦人会がなくて女性委員という形で区の中の問題、そして学区が限界と。学区を越えてやられるなら、それは自主的におやりなさいという形の中で行政の小間使。手足のごとく使われることはもう経験則上どうもならんからそこで明確に一線を引いたと。引いて今日まで来たときに来年度予算で100万円の予算。それも過去最高の32万円の3倍は余る予算をつけてきた。その意図、その政治的な意図は何ですか。どこにあるんですか。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 過去の補助金の支出、そして、14年以降は補助金はないという状況を承知しており、今回27年度の予算におきましては、先ほども若干ふれさせていただきましたが女性の会の事業運営につきましては、従来からの歳入財源の主なものである事業の経営状況が芳しくないところから端を発したということでありまして、今後も女性の会の支援をしていくという意味では経営の一部を支援するという意味で100万円が高いか安いかはこれはまた別でございますが、そういった意味で事業費運営ということで交付要綱にも記載させていただきながら、その内容を精査し適切な支援をしてまいりたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 好ましいとか、好ましくないとかいう、私はそんなことも申し上げ

とらん。100万円という補助金が生み出されてきた背景は何なのか。女性の会が運営している貸し衣装の関係がちょっとうまくいかないよというような話はちらちら聞くけれども、そういうことは私に言わせればそれほど。もうどんだんだんだん今世情が変わってくる中で、今、結婚式のやり方については随分変わってきている。そのことを論ずるつもりはございません。ただ、年度中でいけば今年度に町長選挙があったですよ。町長選挙でのばらまき公約と言っては語弊があるかどうかは知りませんが、そういうものに対して一定の約束事あって頼むわって。経営が大変ですわ。そうか、そうか、大変だな。それじゃあ新年度につけるわとって従来最高だった32万円が100万円だと。こういう点からいけば、私のところがやっている、あるいは、おれのところがやっている事業運営がちょっと左前になってきたんで町長頼むわと、補助金くれやと言ったら、よっしゃーって。その頼む時期でプラスものになるわね。町長選挙前が一番いいよと。町長選挙が終わると四年間知らんぷりだと、こういう背景はなかったですか。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） そういう背景は承知しておりません。

○14番（伊藤宗次君） 承知しとらんだな。ないとはよう言わん。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第28号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第29号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第29号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第30号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 国民健康保険特別会計でありますけれども、この予算編成をするに当たっての加入世帯数と加入者数についてお答えがいただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 国民健康保険の特別会計での加入者数、世帯数でありますけれども4,850世帯であります。被保険者数につきましては8,900人ということで、昨年度とほぼ伸びはないだろうということで同じ見込みとして計上しながら積算をしました。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今度の予算から共同事業が運営をされるわけですが、これが2015年度からは1円以上の全てのレセプトを市町村が都道府県ごとに共同で設置をしている国保連合会で処理をするということになるという説明がありました。以前は1件30万円当たりの高額レセプトだったわけでありますけれども、これが1件1円以上。これはもともとは2012年の国保法の改正によるというものでありますけれども、これによって今予算につきましては非常に前年度に比較をいたしますと5億4,000万上がってきております。これは入って、そして出るという、この仕組みでありますので、医療費というものには、国保運営には関係がないというものでありますけれども、

しかしながら、これは県下の全ての国保運営をしている自治体の医療費のお互いに財政運営をするというものでありますので、例えば、医療費の高いところであれば共同事業のほうからたくさんの方の財政支援があるわけですが、医療費が少ないところでは逆に逆に出さなければならないという、こういう仕組みであります。

そこで、この共同事業でありますけれども、この共同事業が現在国が進めようとしている国保の都道府県化、これの先取りというものではないかというふうに思うわけですが、その点についてはどうお考えなのかお尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 保険財政共同安定化事業につきましては、先ほど議員がおっしゃいましたように、県内の市町村で今回平成27年度から1円から80万円までの医療費に対しまして拠出をし、その部分については多いところについてはそれなりの保険財政の交付金があるということであります。実際には県の財政調整交付金というのも別枠でありますので、それでほぼ近い形での差し引きができるというものであります。これについては、当然市町村国保のいわゆる軟弱化と言いますか、それを強くするための方策の一つであるというところの恒久化ということで、財政運営の都道府県化の単位化を推進するための一つではあるというふうには理解をしております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 国保の都道府県化という点で言うならば、運営主体を今の後期高齢者のように联合会というものを運営主体としながら、県内一円を全てここで扱っていくというものになってしまうわけですが、これを2018年には国保の都道府県化を進める。こういうようなところで今進んでいるというふうになっているわけですが、今国会の中でそれがどうなる、その方向性もまた示されるわけがありません。

それでお聞きをしたいわけですが、幸田町の医療費が県下でどれぐらいの位置になるのかということになります。この医療費が低いところと比べて言えば、この共同事業というものは非常に今度はこれが国保税の引き上げにつながるわけですね、負担をしなければならないわけですが、そうしますと、例えば国保税の引き上げにつながる。また、これは国保税の平準化と言いますか、そういう方向にもつながってますます国保税が高くなっていくという、こういう悪循環にもなるのではないかとこのように思うわけですが、そうした点で幸田町の医療費は県下でどれぐらいの位置に値するのかお答えがいただきたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 幸田町の医療費がどのぐらいの位置かということですが、統計的にあるデータは25年度しかございませんので平成25年度で幸田町の一人当たり医療費で換算をしますと27万2,548円でございます。県内の平均が29万9,852円ということで下から4番目、上からいきますと51番目ということでかなり低い位置にあると。平成24年度では実は上から15番目です。25年度は今度は逆に下から4番目ということで、医療費については幸田町は随分県内のほかの市町村に比べれば低い位置にあるということになります。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） これは高齢化率とも関係もするかというふうに思うわけでありましてけれども、しかしながら、非常に幸田町の医療費、これは高額医療費が少なければそれだけ医療費も少なくなってくるわけでありまして、医療費が安ければ国保税も引き上げしなくても十分運営をできるわけでありまして。ところが、医療費がかかることによって国保税の引き上げということにもなります。それを押さえるためには一般会計からの繰り入れで国保税の引き上げを抑えると、こういう手法もあるわけでありまして、そうした点で幸田町の医療費は県下の中でも低い位置に位置をしているわけでありまして、この共同事業によってこれが拠出額のほうが多くなってくるということで、それが国保税にも影響するというふうに理解をしてよろしいかという点でありまして、その点ではいかがでしょうかということでありまして。

それから、次に一般会計からの一人当たりの繰入額についてお聞きしたいと思います。今まで幸田町の繰り入れについては平均よりも低かったわけでありましてけれども、それが平均並みに繰り入れをしたいということで国保税の値上げも極力抑えていく、その方向の中で繰入額をふやしてきたという経過があるわけですが、今現在、この一人当たりの一般会計からの繰入額は本予算では幾らになるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） まず、拠出額の関係に影響があるかということでございますけれども、当然、医療費が下がれば低くなるという話では実はなくて、県内の医療費でいわゆる割合をもって計算がされるわけですがけれども、その額が変わってきます。これが実際に幸田町が出ている医療費、これの中のどの部分、何%かというのはちょっと計算しておりませんが、医療費が高くなったり低くなったり、これは県内も一緒ですが、そういった中では若干の影響はあるのかなというふうには思っております。それから、一般会計からの繰入額でございますけれども、一般会計からの繰入額、法定の繰り入れ分と、それから、その他のいわゆる幸田町のルールによって出している繰入額でありますけれども、27年度の当初予算、まず、繰り入れをします総額でありますけれども3億4,700万、そのうちのその他繰り入れ、いわゆる幸田町のルール分として繰り入れる額が1億5,468万1,000円であります。一人当たり直しますと平成27年度の当初予算で1万7,380円ということで、昨年度よりも多く繰り入れをするということでありまして。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 国保税につきましては、3月ではなくて6月等で引き上げがあれば引き上げの条例改正が出されるわけでありましてけれども、この予算の中には当然それを見込んで反映をさせているわけでありまして。ですから、今予算の中では国保税の引き上げというのは見込まれたのか。それとも据え置きでそのままなのかということでありまして。国は限度額の引き上げも行いましたよね。前は限度額の引き上げを国が行ったところ即反映をされてきたという経過があるわけでありまして、また今回も国は限度額の引き上げを図ってきたという中で、今予算の中ではそれはどう見込まれたのか。それとも引き上げをしないでそのまま据え置きということで予算を組まれたのか、いかがで

しょうか。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 国保税の改正につきましては、国が今回やられるということとは私も承知はしております。予算につきましては、7割、5割、2割、この軽減の関係の見込みにつきましては当初予算には反映がしております。ただ、限度額につきましては、実際限度額のほうも見直しがされるわけですが、幸田町でそれを適用するかどうか、その辺についてはまた国民健康保険税条例の関係でお願いをしていくことになるかと思っておりますけれども、今検討中ということでその部分についてどういうふうになるかというのがわからない状態であります。予算には、限度額については反映をしてないということでもあります。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 7割、5割、2割の関係の説明を詳しくしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） ちょっと私、済みません。うろ覚えで申しわけないんですが、33万円プラス一人当たりの金額が若干上がるということで、その部分の金額が変わってくるということも生じられます。ちょっと内容が済みません。手持ちにありませんので、申しわけありません。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 予算特別委員会もございますので、それに回したいというふうにするわけでありまして、国の国保法の改正によって幸田町の国民健康保険税がどうなるのかというのは、やはり今の国保税が非常に高い、もうこれ以上払えないというところまで来ているわけでありまして滞納者もふえるばかりであります。そうした中におきまして、国のほうでは都道府県単位化ということで国保税の値上がりにつながる平準化もねらっている。こういう進め方をしている中で、やはりこの国保税につきましては今度市町村からのやっぱり意見書や、とてもこれではやっていけないという中で自治体の裁量というものも残されてきているわけでありまして、賦課金と言うんですか、分賦金という形の中で自分のまちの国保税は都道府県化しても分賦方式で金額が個々に定められる。こういうふうにもなるということも伺っているわけでありまして、やはり国保税の引き上げにつながるという点では大いにこの点できちっと国にも言っていくべきではなかろうかというふうには思うわけでありまして、その点については、その分布方式というものについては御承知なのかどうなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 都道府県化の関係で先ほど議員が申されました県で標準の保険料と言いますか、税とは言わない保険料だと思いますけれども、それを示されるというのは承知をしております。それについて、幸田町については先ほど議員が言われた分賦金方式、いわゆる県がこれだけのお金を拠出をなさいます。いわゆる支出をなさいますということで総額の提示があると。それについて幸田町として今ですと保険税ですけれども、幾らにしてその部分を賄うかということについては、それぞれの市町村の裁量に

任されてくる。それは当然現在の保険料なり税が各市町村間で随分差があるということが原因であろうということであります。これが実際に幸田町についてどの程度の標準の金額が示されるのかまだ実はわかっておりませんので、私どもも実は早く示してほしいということは再三申し上げているわけですが、今年度中にはという話は聞いておるんですが、まだもう数日しかないのにいまだにないということで私どもも実は戸惑っているというのが現状です。当然、県にはその中身についてこれから調整とか協議であるとかいうことをさせていただく中では、当然そういったことについての要望、要請はしていきたいというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 国保の広域化という形の中で、つまり都道府県単位国保、今、市町村単位、末端の自治体単位で運営されているもの、基本的には効率化の問題と一律化という問題であります。こうした中でどういう問題が出てくるのかという点でいきますと、先ほどもちょっとふれてありますが、例えば、愛知県は54の市まちで国保税の、あるいは国保料の負担の割合は全部違うわけですよ。それを一元化して一気にやろうとなるといろんな問題ができるから、とにかく大枠として広域化をして、それからだんだんだんだん賦課金だ、分配金だという形でどんどんどんどんやって負担の一元化を図るという一つの目標がある。そこへ行くにはまだ相当係るだろうけれども、要は、そういう仕組みをつくっていく。これが広域化の問題。そういう仕組みの中で当面の問題と将来的な問題があります。当面どういったところに問題があって、どういうふうにあなた方が問題意識として持ち、それをどういうふうに対処、対応していくのか答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 広域化の問題点ということで、当面と将来にわたってということでございますけれども、1つは、先ほどの分賦金方式によります幸田町の今ですと保険税ということになります。このいわゆる位置をどこに、どういうふうに定めていくか、これが実は一つ問題になろうかと思えます。その中には、当然収納率というものも実は影響してくるわけですが、収納率を上げればその分賦金に近いいわゆる財源が生み出されるが、収納率が下がれば下がるほどその部分については当然負担がどこであるのかという実は問題が生じてくる。さらには、これはまだ県のほうから示されていないものでわからないんですが、分賦金の国から以前から言われている積算に当たっては、所得の高い市町村で負担をというようなお話であったりとか、年齢構成、さらには医療費の金額によっても分賦金の額が変わるというようなことで、これを県が定めてくるよりも前にまずその辺のところについて意見を交わさなければ、もしくはお願いをしていかなければならない部分かな、こういったことが問題ではなかろうかなというふうに思います。

それと、長期と言いますか、将来的な問題でいきますと、今後、先ほど議員が言われましたように保険の標準化という形になりますと、当然、今現在高齢者医療もこれは県

内統一価格と言いますか、統一の率でいわゆる徴収と言いますか、納めていただいておりますということでございますけれども、そちらに向かっていくということになったときに、どこでどういうふうに県内の統一が図れるのか、この辺は非常に難しいところ。それに国、県、さらには町、その部分で負担等が当然発生をしてくるのかなという予想はできるかな。その辺のところの対応は当然私どもも考えていかなければならないと。

それから、もう1つ大きな問題は医療費の抑制はしていかなければならないだろう。いわゆる県内の同じ方向性と言いますか、同じ意識を持って医療費の抑制をすることが、いわゆる保険料の引き下げにもつながるといったことがありますので、どの事業ができるのか。これはいわゆる保健医療の部門だけではなく、健康だったりとか、教育だったりとか、さまざまな部門での取り組みも必要になろうかと思っておりますので、その部分が将来的にわたってのところであろうかというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この国保の広域化をちょっと対比をしますと介護保険とよく似ているんですね。介護保険は一口で言えば保険あって介護なし、こういうことが言われてもうここで5期目が終わって6期目に入ってくる。国保の広域化というのは保険あって医療なし。医療抑制と。国保税、あるいは国保料はどんどん召し上げるけれども、医療費抑制。医療に係れば係るほどあなた方の負担はふえますよという形で、市町村単位であればまだ動きができる。しかし、それが都道府県単位、広域化することによって、いわゆる末端の市町村、さらに、また住民の声が吸収されない、反映されない仕組みがつくられていく。それでなきや運営できへんわけです。54市まちの一々あれもこれもという意見を聞いておいたらできんから、大所の市でいけば、町村でいけば1つか2つの代表的な自治体から理事みたいなものを集めて県が思うようにちゃちゃっとやって、しゅんしゅんしゅんと異議なしと。結果は何なのかといたら加入者負担と医療の抑制と。こういう形で国保財政を安定化させていく。安定化させていくというのは高い負担と低い医療ということがこの広域化の大前提。それでなかったら広域化なんかしませんよ。広域化をする側、いわゆる時の今の政府や厚労省の役人は自分たちのメリットがあるものしか絶対やらない。ということは、この広域化をねらってくるのは厚労省、政府が先ほど申し上げたように、いかに国民から負担を取って医療を粗末にするのかと。それを言いごまかしをしながら、この問題を強行していくといたったときに、それはもう1つは、今度は都道府県単位の国保連合会の果たす役割が非常に大きくなる。47都道府県全部違うわけですね。年齢構成やら、所得の水準やら、税の問題やら。そういったときにこういう国保連合会の最終的には標準化するって、それは私が死んだ後だろうなと思うわけですが、その後には。要は、国保連合会に広域化に伴って県下でいけば54市まちが税負担をしてくる。いわゆる拠出金をする。この辺は今どのような状況にあるのかということと。兼ね合わせて、その下の医療費の実績割と被保険者割というのは、これはリンクしてくるといふふうに私は聞いております。そうした点も含めてどのような影響が出てくるのか答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 先ほどの医療費抑制という話でございますけれども、当然、

締めつけというような言い方は怒られてしまうと思いますので、県は、とりあえず今回の国会の法律の改正の中では財政運営を都道府県化ということで法整備がされると。当然、財政の運営をするところがその方針、方策等は指示、もしくは指導がされるということは私どもも理解をしております。ただ、それ以外の部分については、今まで市町村が行っていた例えば保険料の付加であり徴収をすること。さらには、さまざまな手続関係、これは市町村が行うというような今方向性は出されております。最終的にまだ中身を全て決めておられるわけではございませんので私も実態がよくわからないわけですが、そういった実態の中で市町村が県の言うなりにやるかどうかというのは、なかなか先ほど議員の言われる危惧という部分も多々あると思いますし、無理な部分も多分出てくるのではなかろうか。例えば、目標の収納率を定められる。これは定められることは構わないわけですが、定められた後にペナルティーを課すとかという話もあります。そういった部分について、当然そのことについての意見というのは県のほうには要望、要請と言うか、お話をしながら調整をしていく必要はあろうかなというふうには思いますので、そういった取り扱いはまだ先がと言うか、姿が少し見えておりませんので、もうしばらく時間は係るのではなかろうかなというふうには思います。

それと、拠出金の関係でございますけれども、平成27年度の拠出金の関係ですが、前年度の拠出金2億4,000万であったものが今回7億500万という拠出額になります。これに対応しまして、保険財政交付金が昨年度2億1,000万入っております。それから、県の財政調整交付金が入って、町の負担分としますと2,000万強が町のいわゆる負担分ということになっております。平成27年度の試算をしまして、先ほど7億500万の中で交付金の額が6億8,396万円。それと、県の財政調整交付金につきましては1,430万ということで、今見込みですが689万円ぐらいが町のいわゆる負担分になろうかと。今までに比べると随分安くなってくるなという計算になります。なぜ安くなったかというのは、前年度の計算式と今年度の計算式が実は違いますので、その部分で若干変わってくるかなというふうには思います。

それと、医療費と実績割。この保険財政共同安定化事業における拠出割合の関係だと思っておりますけれども、医療費の実績割と被保険者割、これが愛知県は50対50であります。ほかの都道府県にいきますと、この50対50が60対40であったりとか、さらには、所得割といった部分も含めた計算式がなされております。これは前年度と変わらない割合で平成27年度も行うという県の方針が出ておりますので、ここに係る部分の影響というのではないだろうと。ただ、先ほど申し上げた県の財政調整交付金の中で割合が変わりましたのでその分多くは入ってくるということで、逆に町の負担が少なくは今見積もって積算がされておるといふところであります。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今言われた医療費の実績割と被保険者の。これはフィフティー・フィフティーだと。ほかの県の関係もありますから、要は、愛知県の段階でいきますとこのフィフティー・フィフティーがずっと守られていくかどうかというのが1つあります。それからもう1つは、これをどういうふうに変更するかによって幸田町の受ける影響というのは、ほかの市まちと同じような受け方をせんです。ほかの市まちも幸田町と同じ

ではない。それぞれの市まちの置かれている状況によって医療費やら被保険者の関係は全部違うわけですから、そうしたことも含めていくのは、どう変わるのかということ为先の見通しを立ててするのは試算しても余り意味のないこと。要は、具体的に先ほど申し上げた国保連合会への拠出金の問題と、もう1つはこの比率の関係の問題で、我がまちに具体的にどういうふうに財政的に影響が及ぶのかという点で、先ほど拠出金の関係は意外に幸田町は影響がなかったよと、こういう形で言われておるわけですが、そういう影響がない中で広域化が図られてくる、そこまでのうまいまだタイム的な問題、時間的な猶予はあります。そうしたときにどういう形で加入者、あるいは町民に対応していくのか。こういうことですね。それは1つは国保税の高さ。一世帯当たりの負担ということで滞納がほかの市まちと同様に幸田町もどんだん滞納が積み上げられてくるときに、払っても払い切れない、こういう限界から払える国保税と。払えるです。こういう払いたくなるというところまでは行きませんが、払える水準の国保税にしていく。これは原資証憑だけじゃなくて、これは一つは広域化になったときの一つの幸田町としての負担の歯どめにもなっていくと、こういう仕組みを持つわけですが、そうした点で国保税の引き下げ、つまり払える水準に引き下げるべきだと町長も言っておられる。12月の一般質問に対しても町長もその考え方は示されているという点からいけば、私は払いたくても払い切れないというレベルのじゃなく払えるレベルまで国保税を引き下げていくべきだ。この点についてはどういうふうにお考えでしょう。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） まず、先ほどの保険財政共同安定化事業での拠出金の関係ですが、県内のいわゆる拠出の方法の中の負担割合、これが50対50、これは県内は一緒です。他の市町村では違うということでもあります。これは3年間一応この拠出割合ということで対象の期間を県のほうは定めてみえますので、その後は先ほど言った県が財政の運営を担うということになりますので、実際にはそちらのほうでやられるということになろうかと思えます。

それから、国保税の滞納の関係、これは一般質問でも御質問いただきましたけれども、滞納の関係は非常に私どもも滞納をどう少なくしようかというのは実は悩んでおるところでございます。ただ、引き下げられればそれは町としても引き下げていくということはいいと思えますけれども、現状として先ほどのまず広域化の中で分賦金がどの程度あるのか。それが先ほど標準の保険料という話をしましたけれども、その標準の保険料に比べて幸田町がどの位置にあるのか、これも実はまだわかってないわけです。分賦金のいわゆる支出にかかる部分、その財源をどこで見出すか、もしくは生み出すか。それが先ほど言われる保険料の引き下げにつながれば当然いいわけですが、一般的に考えれば町費の一般会計からの繰り入れを行っている現状を考えれば、なかなかこれは難しいというのは私もわかるわけですが、ただ、その標準の保険料が幾らで分賦金がどうなるんだというところが、実は先ほど申し上げているようにまだ見えてこない実情がありますので、その引き下げについてできるできないは別として、その分賦金、もしくは県の先ほどから申している目標の数値も含めて一度見させていただきながら、その後には帯を検討しなければならない事項だというふうな認識で進めたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今までの議論を踏まえていきますと、通常と言うよりも例年ということが適切かともかく、6月に国保税の税率、あるいは税条例の見直しというのは間々あった。ないときもある。ただ、今年度、27年度については限度額の引き上げがあるけれども我が幸田町は現行水準ですと、こういうことですね。それはそれで結構だと思う。ただ、そうしたときに分賦金の問題やら国保税の引き下げという点でいけば、税条例改正イコール引き上げだよという選択肢じゃないんです。税の条例の見直しは国保税の値上げしかない、こういう見じゃなくて、国保税の見直しとは今までは全部引き上げだった。しかし、こういう状況が変わってくる国保の広域化の問題、負担の問題もこれから変わってきた。それともう1つは滞納がふやされてくる、ふえてくる。そういつたときに払える水準までどうするかという点では行政が真剣に取り組む。これは広域化とは別にしてもこれは取り組んでいく。そういう結果の中で6月議会に国保税の引き下げ条例と、こういう選択肢は考えられておるかと言えばおらんとするわな。検討する。それは当然考えられる選択肢ですが、いかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 条例の改正、いわゆる国保税条例の改正の中で今回保険のいわゆる軽減の関係と、それから限度額の引き上げ。今までもこれはお話、お願いをさせてきていただいたところですけども、所得に応じた適正なというのがどこで適性かと言われると、またこれも非常に説明には苦慮するわけですが、所得に応じた負担をしていただくというところで前年度もお願いをさせていただきましたし、今回、条例改正はその軽減と限度額を合わせてやるかどうか、それもまだ実は検討しておる最中ですので一緒にお願いをさせていただくということも当然あるかと思えます。それも含めて条例改正について引き下げというのはなかなか今の中では難しいと。先ほど申し上げた医療費のいわゆる増加、それから高齢化も含めまして、今回保険料については額を変えているわけではございます。ほかの市町村は実は保険税率を変えて、引き上げて27年度の予算を組まれたところも多くあります。幸田町については、そのまま現行の水準を維持しながら基金を当てながらやらせていただいたということもございしますので、引き下げということについてはなかなか現在のところ厳しいということで御理解いただければと思いますので、よろしく申し上げます。

それと、先ほどちょっと予算の関係で限度額は見てないけど軽減は見たよという話をちょっとさせていただいたわけですが、予算の積算について、軽減についても実は予算反映をしてないということで、条例を定める部分でまた補正という形で、もしあれば対応させていただくことになろうかと思えますけれども、当面は多分そのままの金額でいけるんじゃないかなというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 藪を突いてヘビを出したかなと、こんな感じですが。要は、確かにあなたの言われたように限度額のアップは補正対応でもできますよ。こういうことで当初予算はそれは違うわと言いながら、私はそういう見直しの中でくそ道をあけて逃げ道だけつくっていくということじゃなくて、私は基本的には正面から捉えて引き下げを含

めるということと、保険の関係の負担の原則というのは応能の負担だ。能力のある者が能力に応じて負担をする。これが負担の原則。幸田の場合も、この市まちもそうですが、国保税について、あるいは国保料については応益割と応能割という。応益というのはひとしく利益を受けるものだと、こういうへ理屈が成り立つ。その中で平等割だ、均等割だという中で苦しめられている人はたくさんおるわけです。所得がないのに、おまえら受益はあるじゃないかという形で均等割、平等割額。一方、応能割については所得にウェートを置きながら資産割というのがある。資産運用をして金をもうけるなり、利益を上げる人はそれはいいでしょう。しかし、自分が居住とする家屋や土地をもっとそこに資産割として課税をされてきて国保税の負担が求められるというのは、これはやっぱりおかしいだろうと。能力があるから土地、家屋をそこから利益を生めばいいですよ。自分の生活の基盤となっているところについての課税については、私は極力避けていくべきだと。もう応能割の中で資産割をなくしている自治体もあるわけですよ。ということは、資産割が持つ矛盾点というのがみんなあると。特に、都市化が進んだところについては評価額が高いと。高いことに応じて資産割の負担もふえてくるというのは矛盾だという形の中で資産割がどんどんどんどんなくなってくる、あるいはその比率が下げられてくる。こういう中で我が幸田町も若干の比率は下げているはあります。けれども、そういう持つ者の負担だという形でありながら、生活の基盤の最低の条件の住居や土地、住宅地、それを持つがために資産割の負担をかけてくるというのは、やっぱり私は計画的にこれは廃止をすべきだ。そうしたときに、限られた財源をどうするかといったら、1つはやっぱり応能負担の問題。もう1つは一般会計からの繰り入れをしていく。その道しかないわけだ。今、国の制度の問題でいけば国庫負担が48%からどんどんどんどん削られて、実質的にはもう三十二、三%まで落ちてきているという中で、国がその負担をまた復元をしていくということの、これは常に自治体から声を上げていかないかん。声を上げながらも現実の問題としてそこに住む住民、あるいは国保の関係からどう改善を図っていくのかといったら、一般会計から入れるしかないわけです。やっぱりそういう選択をしていただくという形で今後引き下げは難しいかもしれんと。難しいと言われるときはやらんというほうに近いわな。だけど、そういうことじゃなくて私は文句は広く上げて検討の素材をきちっとして、そして、現状置かれている加入者の状況も加味しながら私は引き下げを含めた形の中で検討を進めていただきたいと思いますというわけですが、そういう視野、あるいは広い分野で考えていかれるかどうか合わせて答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 応益の負担割の関係でございますけれども、県内の市町村でも資産割を導入をせず領域の設定をして見るところというのはあります。当然、広域化になりますと当然そういった部分での標準というのが資産割が果たして出てくるのかどうなのか、この辺も実はまだわかってないところもあります。そういう意味では、資産割は今担当レベルでは現在の資産割をどうしようかという実は検討をしております。例えば、なくせば当然その部分は所得割という、その率を当然変えていかなければならない。そうすれば、その資産にかかってくる部分が当然資産ではなく所得に今度はね上がってくるということになりますと、中には多くなる方もお見えになるでしょうし少な

くなる方もある。それをどこで御理解いただけるのかというところが実は一番難しい選択肢ではないかなというふうに考えておりますので、これは慎重に扱わなければならないと思っておりますけれども、今はその辺については検討をさせておる最中です。

それから、当然一般財源からの繰り入れというお話になるわけですが、広域化をされたときに即一般財源を繰り入れるということは、基本的には他の市町村に及ぶいわゆる拠出金を一財を当てるとというのが適切ではないというように、これは方向性も出ておりますので、町の負担金をどれだけ求められるのか、そういった部分。さらには、以前にたしか議会の中でも議員のほうからお話がありましたように基金という関係もございませぬ。これは市町村の裁量で設ける、設けないは、これは自由だよという話になろうかと思っておりますけれども、その基金の関係についても県は当然今回の広域化と言いますか。共同事業の関係では基金を設けるという話も伺っております。幸田町においてもそういった基金ということも視野に入れながら考えていかなければならないのかなと。これはつくる、つくらないというのはまた別の話ですけれども、何にしましても先ほど申し上げたまずその本元の分賦金のあり方。それから、標準保険料と言いますか、そういったものの姿が実はまだ全く見えておりませぬ。そういう中でなかなかいろんなことを想定しながら検討していくというのは非常に今難しい時期であるということですので、この26年度が終われば27年度ということになります。見えてくるのかなということを含めて今先を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第30号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第31号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第31号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、10分間の休憩とします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時20分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

次に、第32号議案お質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 通告のときには、この1号被保険者数についてわかりませんでしたので通告をいたしましたけれども、この質疑事前要求資料の中に14号議案の関係で1号被保険者数の人数は出ております。7,942人という数字でありましたので、お答えは結構であります。

それから、この介護保険料につきましては特別徴収。いわゆる年金から天引きされる方と、それから、普通徴収の方がいらっしゃるわけですが、この特別徴収と普通徴収のそれぞれの人数についてお答えがいただきたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 特別徴収、普通徴収の人数ということでございます。特別徴収の方が7,148名、普通徴収が794名でございます。基本的に9対1という割合をもって算定をさせていただきました。25年度につきましてもほぼ9対1という見込みでありましたので、これを基本にして9対1ということの人数であります。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 普通徴収になる基準といたしまして年金額が18万円以下です。その人たちにとっては年金天引きではなくて普通徴収になるわけであります。また、特別徴収が間に合わなかった人ということで普通徴収に回る人もあるかというふうに思いますが、この中で年金が特別徴収にならない、いわゆる低所得者層の方になるわけでありまして、その把握というのはいかがでしょうかお尋ねしたいと思います。

次に、今回新たに低所得者保険料軽減負担金繰入金というものが計上されているわけですが、これについてお尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 受給者の中で低所得者の方の把握ということでございますけれども、その中で年金の方がどれだけお見えになるという方についての割合というのは、ちょっと今私は手持ちに持っておりませんのでわかりません。申しわけありません。ちょっと把握をしてございません。

それから、低所得者保険料の軽減負担金の関係でございますけれども、低所得者の方の保険料の軽減を実施した市町村に対します負担金ということで、国のほうで2分の1、県で4分の1、残りは町ということになるかと思っておりますけれども、その歳入の分だということでもあります。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 特別徴収と普通徴収になる割合が9対1で算定をする。その中で、普通徴収の18万円以下の方たちの割合がわからないということでありますので、また予算特別委員会の中で結構ですので、わかればその中でお答えがいただきたいなというふうに思うわけであります。

それから、低所得者保険料の軽減負担金につきましては、前年度にはゼロであります。それで、今回これが初めてなのかということでもありますけれども、これについてお聞きします。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 先ほどの低所得者の関係での年金の受給者の把握をしておりませんので、申しわけございません。また改めてお答えをさせていただきたいと思っております。

それから、低所得者の保険料の軽減の負担金でございますけれども、ちょっと済みません。時間をいただいて今調べないとわかりませんので。済みませんがお答えがすぐにはできません。申しわけありません。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 前年度じゃなくて今予算で初めて上がってきた金額かというふうに思うわけであります。これは低所得者の保険料軽減をしたところに対しての負担金と

ということで、国が2分の1、県が4分の1という割合でくるということでもあります。それで、やはり今回条例提案をされている介護保険料の引き上げで、決算で見てもそうなんですけれども幸田町の保険料の減免、あるいは利用料の減免、これを利用する人が少ないわけです。例えば、階層に当たっていてもなかなか減免がしていないというわけがありますので、そうした点におきまして、やはりもう少し当然この範囲におさまる方たちにとっては減免を進めていくべきではないかなというふうに思うわけですが、その点について減免制度の充実を進めるべきではなかろうかと思えます。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 済みません。ちょっと私が勘違いをしております、低所得者の保険料の軽減負担金ということで、これにつきましては、平成27年度におきまして国が保険料の第一段階の方に対しましていわゆる軽減の措置をするということの町の負担分ということであります。今回、保険料で第一段階を0.45ということで定めさせていただいておりますが、これが法律が定まると0.4ということにするというふうなことに対応するための予算措置だということでもありますので、よろしく願いをします。

それから、減免の関係でございますけれども、これも今まで軽減の関係につきましてはいろんなところでお話をさせていただいてきておるわけですが、先ほどの平成27年度から0.05の引き下げをする。さらには、平成29年度では第一段階から第三段階までの階層にわたりまして、国が消費税の導入10%の財源を見込んで、さらに低所得者の方の軽減対策をしていくということになっております。その関係できのうもちょっとお話をさせていただきましたけれども、町の単独の軽減については現行のままとして、当面、先ほど申し上げた保険料の軽減の措置、第一段階から第三段階までの軽減の対応ということをお願いをしていきたいということでもあります。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 消費税が10%に引き上げられたときというふうに言われたわけですが、国は一年間を引き伸ばしをする中で何としても上げたいというようなことを言っているわけでありまして。計画ではことしの10月ということでありましたけれども、消費が低下し、そして景気がなかなか上がらない、勤労者の負担も大変になってきている状況の中で引き上げを伸ばしたということでもあります。そうした対応でこの低所得者保険料軽減負担金というものが設けられてきた経過があるということでもあります。それで国が消費税の税率の引き上げにつきましては一年伸ばしということで延長をしたわけですが、この予算を組むというときにこの負担金につきまして乗せられているわけですが、この消費税の10%財源をもとにということでもありますので、そうした点についてどうするかはまだ決まっているわけではありません。ただ、国、安倍首相がそういう答弁をしているということだけでありますので、引き上げがどうのこうのという問題ではないわけですが、しかしながら、この低所得者保険料軽減負担金というのは消費税10%を背景にした低所得者対策というふうに理解をしいかということでもありますので、再度の確認のために答弁いただきたいと思えます。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 今回の低所得者の保険料軽減負担金につきましては、消費税の引き上げにかかるものではなくて、今回公費を投入して0.05%下げるというふうなことで伺っておりますので、先ほどの10%の引き上げ、29年4月ですかね。そのところについてはまたさらに引き下げていくというような予定でおると。これは消費税の率が変わればという話が大前提になろうかと思えますけれども、今回についてはそういう公費の投入をして0.05%下げたということでもあります。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 条例提案の中で介護保険料の改正ということで11段階で提案もされているわけでありまして。そして、第一段階の方たちにつきましては、これが27、29年度で見直しというような案ということでありましたけれども、この第一段階は現行の第一、第二をまとめて第一段階として0.45という両立でもあります。そこで、0.4というこの両立というのは、これはめどとしてはどのようなめどが予定をされているのかということでもありますけれども、その点について確認の意味でお答えがいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 今回の介護保険料の階層の中で第一段階を1号としておるわけですね。改正前は第一段階、第二段階、1号、2号という方を合わせて今回1号にさせていただきますというところで、今回0.45という基準額の率を定めさせていただきました。0.4につきましては、今法律の最終のいわゆる国会のほうで通るか、通らないかということであるということでも伺っておりますので、ほぼ間違いなく通るであろう。これもであろうでありますけれども、予想としているところでもあります。決まる、決まらないの話はちょっとわかりませんが、何にしましても、もし定まれば0.45というのは下げていかなきゃいけないということで0.05分の予算措置をさせていただきますというところでもあります。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第32号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第33号議案の質疑を行います。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 駅前の区画整理、整備が進められて久しいわけですが、Bブロックについてはその評価の仕方はさまざまにしましても一定済んだ。しかし、Aブロックについてはどうするんだ。全然姿が見えんじゃないかという形で、地域の人たちについてお聞きしても、どうなるだよと言って逆に聞かれる。つまり、Aブロックは今後どうなるのかというのが見えてこないのが現実だというふうに思うわけですが、あなた方はどういうふうに対処するのか。まず、そこから答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、駅から見ると右側、南側のBブロックと言ってるんですけども、そちらのほうの共同化のBブロック、公道利用地区、全体面積では891平方メートルほどの面積で地権者が6名ということで取り組んでまいりました。ただ、このビル

化をするには敷地面積が十分ではない。891平米ということで、なかなか具体化しない状況でございました。また、さらには地権者の中には脱退したいという部分もございまして、なおかつ、そこでのすぐにマンションが建てるとか、有価確保ができるかというそういった面がすぐには難しいというふうな状況から、現在のところ6名の地権者が今現在3名の地権者で面積もさらに小さく409平方メートルほどということで、さらに縮小したような状況になってございます。そこでこのように残された申出換地領域です。Bブロックのところだけではなく、さらに南側のほうに新たな方向性を検討するというので申出換地以外の隣接の地権者とともに事業協力の可能性を探っているというふうな状況でございまして、今現在、まだ全体の姿は見えてこないという状況でございますけども、周辺の共同化ではなく事業協力ができないかというふうな形での取り組みを進めているというふうな状況でございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） Bブロックだということですが、要は、地権者が6名から3名だよ。その経過の中で協定を交わしてましたよね。その内容はどのような内容ですか。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、このBブロックに関しては、いわゆる申出換地領域で換地設計基準に基づくそういった申出換地催促というのがございます。そういった中で、このBブロックについては、いわゆる駅前エリアにふさわしい住宅を含む高度利用地区というふうな形での設定をしておりますので、そういったことに賛同する方という形での申出換地を行ったということが、今協定という形じゃなく申出というふうな形でのものに取り組んでいるというふうなことだと思います。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そういう中で、結局地権者間に思惑という表現が適切かどうかはともかくとして、事業が全然進まない。しかし、おれたちはそれなりのこうやってきたということの中で、町長が五・十の市ということをぶち上げたやんな。五・十の市を不可欠。そういうことに対して反発も起きてきたわね。そういう地権者の関係も含めて、行政が勝手な絵を描いて勝手にどんどんどんどん進んでいく。そういう中で地権者間の中にいろんな意見が出てくる中で6名の地権者から3人に絞り込まれた。その絞り込まれた中でもいろんな問題が出てきたときに、行政がどうしていくのかと。行政は評論家や解説員じゃない。特に、これは特別の会計を設けて事業主が幸田町といったときに、私たちは駅前の開発は基盤整備をすることが中心であって、基盤整備が済んでその上に何を建物を建てるかは地権者の問題ですよという紋切りで対応しとった。今日までそういう対応をしてきたんですよ。そのことによってますます行政と住民、さらに、行政と地権者間の意識のずれがどんどんどんどん広がる中でいよいよ切羽詰まっちゃって、もうあとそうするとことしの春ぐらいからペンペン草が生えてくるなど。どうするだというのが地権者のみならず周辺お人たち、駅を利用して通勤する人たち。いや、あその土地はどうなるだと聞かれても私どもは返事はできん。今あなたの言われた内容は、あれも無理、これも無理と、こういう形の中で暗中模索だよということと言われるかもしれない。けども、暗中模索だといっても事業主体は幸田町だ。特別の事業会計もつくっ

て対応してきたときに、地権者と幸田町、地権者と周辺の人たちとの調整の問題も含めて、町長が勝手に五・十の市の再開だと言ったらもっと火の手が上がってくるというのは行政のひとりよがりじゃないのかということも思うわけですが、そこら辺の感覚はどうなんだ。

それから、要はそういうそれぞれの立場に置かれている人たちの意識や感覚の違い、これはあって当たり前なんです。利害の関係も衝突したときに行政がどういうふうな醸成を諮りながら、要は、行政はあそこで住民の合意を得ながらまちづくりを進めていくと、こういうものがなかったら、これは事が進んでいかんですよ。そこら辺の構えについて、決意についてお尋ねをしたい。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、行政としていろいろソフト施策も提案しながら取り組んでおるわけですが、ハード事業のほうはもちろん基盤整備という使命をもとに整備を進めているという状況でございます。実際に、今このBブロックのある4街区です。今、道路に囲まれて広いエリアになっております。ここについて全体でここが4,100平方メートルほどの道路に囲まれた今更地となったところでございます。そのうちの南側1,200平方メートルほどですが、3割ぐらいですかね。そういったところには信用金庫を立地するというふうな状況でございます。残された信用金庫以外のところで7割程度の土地があるわけですが、もちろんその中の共同化する面積としては今面積が400平方メートルほどに狭まってしまうけれども、それ以外の隣接所有者が3名ほどいらっしゃいますけれども、そういった方たちとも連携を取りながら事業協力できないかというふうなことを投げかけている状況であります。これは区画整理事業とは直接は関係ないといっても、この駅前区画整理の先ほど申し上げたやはり高度利用区域の設定から、やはり駅前のにぎわい、こういったものを誘導するという使命は行政にもあるわけでございますので、そういった面では地権者の方と担当が苦労しながら直接やりとりをさせていただいております。そういった面では個々には申し上げられませんが、そういった部分では地権者の中の借地関係とかいろんな権利がふくそうするところもございます。そういった面も行政として中立的立場ではありますけれども、そういった中に入り込みながら何とかこういった土地利用を図れないかというふうなことを今鋭意努力しておる状況でございます。そういう面では基盤整備が主体ということではありますが、そういった権利関係の調整などもある程度踏み込みながら行っているという状況でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今の答弁にもあなたが言われとるように、幸田町の仕事は、私たちの仕事は基盤整備ですと。しかし、基盤整備も大方めどがついた中でどうするかといったときには、やりましょうかという二次的な構えというのがやっぱり相手方にあるわけですね。町民の多くの人たちは幸田町が羽立てた事業だから幸田町が最後のけつまでちゃんとやれよと。始末つけろよというのが、内部の問題はわからへんですよ。外から見た目で、あのような状況でこれから夏に向かってペンペン草が生えてくる、そういうものは想定できるわけ。そうしたときに幸田町は何をやっとるだといったら、いや、私た

ちは基盤整備だけでございますよという形じゃ事は進んでいかんわけ。地権者間の利害が衝突することは当たり前のことです。だから、利害を調整をしながらも本来の事業者の目的が達成されるように、私は援助をし、指導もしていく。そして、お互いに背中合わせになっておることは事実なんだ、地権者間の。それを中に割って入って背中合わせを表向きにというのはなかなか難しい。しかし、なぜ背中合わせになったのかというのは、じっくり話を聞いて対処していく、そういう術をとらないとちょっと出口が見えてこんというふうに思うわけです。そうした点で努力をされるかどうか再度の答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、議員の言われるように権利関係もふくそうしている状況、また、土地をなかなか共同化というところに投資をするということになって、その投資をすることによるリスク、こういった面もあって、それを誰が負担するのか。もちろん地権者の方しかないわけで、そこに行政がリスクを背負ってくださいという形での責任逃れというのはできないということもあってなかなか距離を置かなきゃいけないという部分はどうしても生じていると。ただ、今現在検討している内容としましては、なかなか投資が難しいという中で土地がある方にとって借地方式を考えることであればリスクは少ないという部分がありますので、事業予定き借地とかそういった面では昔ほど借地、借款とか、土地利用で貸すことによる抵抗は法規上は地主側にはそれほど不利ではない状況にあるもんですから、そういった御提案をしていきながら何とかそういう部分の商業的な部分。ある程度にぎわいを創出するようなそういった土地利用を図れないかというふうな客観的な御提案ということに終始するわけですが、この辺はなるべく行政としても踏み込みながら基盤整備だけでなく、また、道路も、街路もこれで28、29年度と整備をしていきますので、ある程度やっぱり快適空間ができてくるわけですので、そういった面ではこの更地となっているところの魅力が出てくるわけですので、そういった部分を何とか土地利用の増進を図りたいというふうな流れでかかわっていくということは行政としても必要ではないかと思っておりますので、その部分は努力していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 余り言いたくないですが、あなたの今の答弁を聞いて感じるのは、行政として石橋をたたいてもなお渡らないとは言いませんが、場合によってはやけどすることも覚悟していかなくやいかんですよ。でなきゃ言葉としてにぎわいがどうのこうのなんていうことを言うと、そんなことを言うのはまだ100年早いとは言いませんが、今の現状からいってにぎわいをどうつくっていくかということその前提となる権利関係の問題、土地利用の問題、そして、町長が時たま言う五・十の市のにぎわいだというのは、関係者や地権者からするとそんな話なんか聞きたくない。何でそんな話が出てくる。約束が違うじゃないか。どんな約束だといったらちょっと言うわけにはいかんけどなという。一札には入っとるわけなんですけど。そういうのがある中で、行政ももう少し慎重に対応してもらおうということと。もう1つは、少々やけどをしてでもかかわっていかなくやがないぞ、ここまで来たからには。ということをお願いしたい。

決意を。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） ある程度のやけどはしなきゃいけないと思いますけど、大やけどしてしまうということはいけないと思いますので、そういう面では行政としての立場を守りながら何とかうまく進められるように努力したいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第33号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第34号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第34号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第35号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第35号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第36号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第36号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって質疑を終結します。

ここで、委員会付託についてお諮りします。

ただいま一括議題となっております第2号議案から第19号議案までの18件は、会議規則第39条の規定により、お手元に印刷配付の委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。各常任委員長は、ただいま付託しました議案の審議結果を来る3月25日までに取りまとめ、3月26日の本会議で報告願います。委員会の会議場はお手元に印刷配付のとおりですので、よろしく願います。

日程第3

○議長（大嶽 弘君） 日程第3、特別委員会の設置についてお諮りします。

ただいま議題となっております第28号議案から第36議案までの9件は、内容も多岐にわたりますので慎重審議を期するため、予算特別委員会を設置し、これに付託し委員の定数は議長を除く15名としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（大嶽 弘君） 御異議なしと認めます。

よって、平成27年度当初予算の9件は議員15名を予算特別委員に選任し付託することに決定しました。

ただいま設置された予算特別委員会は、委員会条例第9条の規定により委員長の互選をお願いします。委員長の互選は3月11日、午前9時より議場においてお願いします。

なお、委員長の互選に関する職務は委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員である12番 内田 等君をお願いします。

審議の結果は3月25日までに取りまとめ、来る3月26日の本会議で報告願います。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日は、これにて散会とします。

次回は、明日3月26日、木曜日、午前9時から会議を再開しますので、よろしくお
願いします。

長時間、お疲れさまでした。

散会 午後 2時52分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成27年3月10日

議 長

議 員

議 員